

平成19年度分収造林除却損220,415,458円の明細

台帳番号	市町村	大字	字	森林経営地帯	契約解除年月日
10	市川大門町	黒沢	二階	4,610,708	197.31
23	黒沢町	藤島	古宿	3,565,526	19.5.31
26	市川大門町	黒沢	古宿	4,535,449	17.7.31
44	三珠町	中山	畑間向	8,837,913	19.6.8
51	豊森村	大島居	芝山	1,555,108	19.9.3 9.10 20.3.10
57	須玉町	小尾	神力	3,552,241	19.6.12
69	市川大門町	黒沢	古宿	2,339,451	19.7.31
70	市川大門町	黒沢	西巻	7,305,954	19.7.31
75	早川町	滝庄	柳原山	13,125,389	19.5.31
89	大月市	捷達	奥川上	7,152,357	19.6.13
91	下郷町	三沢	伝水	1,822,856	19.5.31
97	市川大門町	黒沢	古宿	9,686,776	19.7.31
106	下郷町	三沢	下郷原	2,594,749	19.6.8
109	春日居町	下郷下	大日向	4,075,637	19.9.4
115	春日居町	下郷下	大日向	2,289,100	19.8.21 19.8.29
135	大月市	殿上	野田打	15,315,670	19.10.5
136	須玉町	小尾	神力	9,590,219	19.6.12
189	大森村	日影	大山菅	6,325,468	19.9.21
191	市川大門町	黒沢	古宿	14,115,956	19.7.31
195	須玉町	下津金	各々入	4,053,746	19.5.24 19.10.4
196	市川大門町	八之尻	下巻山	2,353,178	19.10.31
197	須玉町	下津金	各々入	2,113,916	不在証明施設
202	大月市	殿上	赤久保郷道	6,705,307	19.10.5
210	大森村	日影	大山菅	8,419,081	19.9.21
212	早川町	奈良田	畑山	5,555,525	19.5.31
213	早川町	奈良田	畑山	5,740,199	19.5.31
214	早川町	雨畑	新山	7,055,100	19.6.25
215	早川町	雨畑	新山	4,551,728	19.6.25
216	早川町	雨畑	新山	1,775,522	19.6.25
228	市川大門町	八之尻	下巻山	2,875,109	19.10.31
232	早川町	雨畑	下巻山	3,105,042	19.6.25
248	大月市	殿上	大林郷道下	11,019,871	19.10.5
253	大森村	日影	大山菅	6,437,917	19.9.21
255	早川町	雨畑	新山	1,035,923	19.6.25
256	早川町	雨畑	新山	4,001,217	19.6.25
257	早川町	雨畑	新山	1,529,791	19.6.25
292	早川町	雨畑	新山	5,037,588	19.6.25
533	黒沢町	鳥屋	猪子山	4,393,152	19.7.6.
50	豊森村	大島居	芝山	8,547,559	19.9.3 9.10 20.3.10
	計			220,415,458	

(単位:円)

※

納入済  
納入済  
納入済

(財)山梨県林業公社

7- (3)

(財)山梨県林業公社が緑のオーナーを一口300,000円で募集し、あと2年程度で3ヶ所157口(47,100,000円)が契約期間の満了となるが、現状の木材の市場価格では全口が元本割れとなり、元本割れの大きいところでは一口300,000円がオーナーに返金される額は5割~8割程度と考えられる。

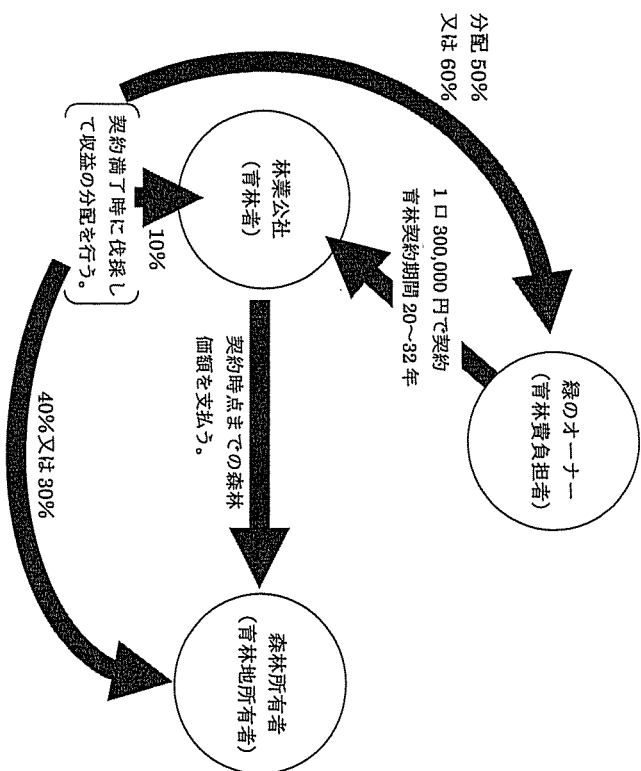
現在の木材の市場価格では(財)山梨県林業公社が募集した13ヶ所574口(172,200,000円)全てが元本割れと想定される。緑のオーナー募集時の契約書および募集要綱には元本割れの記載は一切ないので、リヌク説明が不十分であったと考えられる。従って、今後は元本割れの可能性がある旨説明すると同時に契約書に明記すべきである。また、将来を見据えた改善策を検討していく必要がある。

緑のオーナー制度とは、植栽後ある程度経過した育成途中の森林について、これまでに森林経営にかかった費用とこれから伐採までにかかる費用を一定割合で緑のオーナー(青林費負担者)と林業公社(青林者)と森林所有者(青林地所有者)とが負担し、伐採時の収益を負担割合に応じて分配するものである。

例えば、青林地である南アルプス市平岡の物件アヤマの里の場合、青林面積は4.76ha、募集口数は46口、一口300,000円、募集時の林齢は26年生、契約日は昭和62年3月27日、契約期間は23年で平成22年度に満期となる。この場合、46口×300,000円=13,800,000円の資金が集まり、この資金を基に契約書上、契約時までの青林の価値10,744,000円を青林地所有者に支払い、残り(13,800,000円-10,744,000円)3,056,000円で契約後林業公社で青林を行って、伐採時の収入を緑のオーナー50%、森林所有者40%、林業公社10%で分配を行うものである。

年度	青林地の名称	口数	分収額予想	収益割合		緑のオーナー 一口当たり 予想交付金	緑のオーナー 一口当たり 投資額
				緑のオーナー	森林所有者		
昭和61年	アヤマの里の森林	46口	××円	(注) 50%	40%	10%	300,000円
昭和62年	巨峰の里の森林	55口	××円	50%	40%	10%	300,000円
平成2年	首炊の里・三倉の森林	46口	××円	60%	30%	10%	300,000円

(注)ヒノキ(市場価格一搬出費用)×利用率×アヤマの里のヒノキ材積は××円  
=××円となる。  
ヒノキ以外のスギ・アカマツ等も同様の計算を行い、その他前受金の残金を合計して××円としている。



(財)山梨県林業公社緑のオーナー制度 (分収青林事業実績) 13件の概要

年度	青林地の所在	面積 (ha)	募集額 (千円)	口数	契約日	契約期間	収益割合	
							オーナー (%)	公社 (%)
★	61 南アノヅメ市平岡字深沢994-5外1	4.76	13,800	46	S92.3.27	23年	50	40
★	62 山梨市牧丘町倉科字小幡山17128-68外2	7.79	19,500	65	S92.12.8	23年	50	40
★	63 甲州市大和町日影字古部土地97-16外1	5.00	13,500	45	S93.12.10	23年	50	40
★	1 増穂町平林字鷹尾山3833-10	6.38	18,300	61	H11.12.16	23年	60	30
★	2 山梨市三富上盛口字石間庭原1181-1	6.37	13,800	46	H2.12.21	20年	60	30
★	3 南アノヅメ市高尾字高尾山1704-62外4	4.55	13,200	44	H3.12.20	20年	60	30
★	4 山梨市牧丘町倉科字小幡山17128-59	6.42	18,900	63	H4.12.4	23年	60	30
★	5 上野原市牧山字西園入13084外	4.30	15,300	51	H5.12.22	23年	60	30
★	6 山梨市三富上盛口字長畑78-4外	2.60	9,000	30	H7.3.28	32年	50	40
★	7 富永市芦川町中芦川字久保井山293外1	3.00	8,400	28	H8.1.12	30年	50	40
★	8 南都町下佐野字栗の向680-1外3	3.65	9,000	30	H9.2.20	31年	50	40
★	9 遊志村字小幡989-1外4	3.45	10,500	35	H10.3.16	30年	50	40
★	10 富士河口湖町大字久保井山2714外4	3.19	9,000	30	H11.1.29	32年	50	40
計	13件	61.47	172,200	574				

上記★印が揃ページの箇所である。

(財)山梨県林業公社

7- (4)

- (1) (財)山梨県林業公社は、同法人の所有でない「山梨県林業公社造林推進協議会」の通帳を保管しているので協議会に返却する必要がある。
- (2) 普通預金の4口座からお金を引き出せる銀行の払戻請求書に金額欄が白地で、名義を記入し、また銀行届出印を押印しているものが約20枚あったため事故防止のために早急に廃棄すべきである。
- (3) 収入印紙売却代200円が保管されていたが簿外となっているため現金出納簿に記入すべきである。

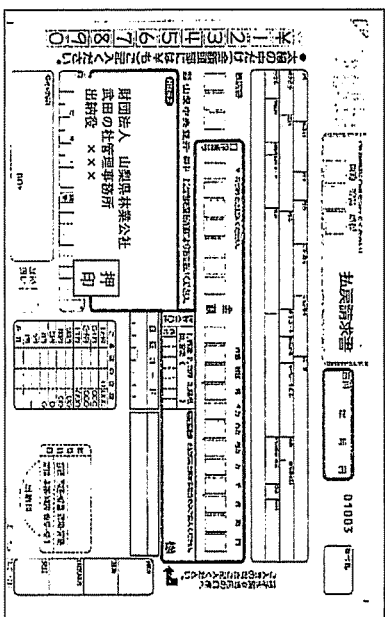
(1) (財)山梨県林業公社の所有でない通帳を保管し解約していない口座がある。

金融機関	支店	口座番号	名義	金額
みずほ銀行	408	普通 1489×××	山梨県林業公社 造林推進協議会	×××

上記の山梨県林業公社造林推進協議会は、平成17年6月9日事務引継ぎが終了し、現在は甲府市徳行4-11-20 山梨県林業会館内に移っている。事務引継の徹底と上記の通帳を協議会へ返却することが必要である。

(2) 普通預金を引出すときの銀行の払戻請求書に届出印を押印して、約20枚保管しているのは危険である。引出可能な口座は次のとおりであり、平成20年3月31日の残高もかなりあることから、白地の払戻請求書に押印してあるものは、管理者立会のうえ廃棄すべきである。

金融機関	支店	口座番号	名義	金額
山梨中央銀行	県庁支店	普通 665×××	(財)山梨県林業公社 武田の社管理事務所 出納役 ××	3,666,889円
山梨中央銀行	北新支店	普通 124×××	出納役 ××	115,794円
山梨中央銀行	県庁支店	普通 665×××	(財)山梨県林業公社 金川の森管理事務所 出納役 ××	8,532,669円
山梨中央銀行	御坂支店	普通 239×××		249,384円



(財)山梨県林業公社

7- (5)

- (1) 固定負債に計上されている一般会計の損害てん補積立金9,700,000円について、当該計上および取崩の基準が明確でなく利益留保性引当金であるため、全額取崩を行い利益に計上すべきである。また、この件は平成16年度の山梨県代表監査委員より指摘されているにも係わらず正が行われていない。
- (2) 固定負債に計上されている一般会計の退職給付引当金は、重要な会計方針の「引当金の計上基準」に準拠せず、4,735,154円引当不足となっている。重要な会計方針に準拠した適切な会計処理が必要である。

(1) 固定負債に計上されている損害てん補積立金9,700,000円は平成17年3月10日付で山梨県代表監査委員より平成16年度財政的援助団体等の監査結果として、是正改善を要する事項の中で「損害てん補積立金の計上および取崩の基準が不明確であった。」との通知を受け、平成17年6月30日に損害てん補積立金の今後の取り扱い方針を理事長承認のうえ次のように決めた。

損害てん補積立金の今後の取り扱い方針

損害てん補積立金は、これまでに損害賠償請求もなく、今後も請求の可能性は極めて小さいため取り崩すこととする。

取り崩した積立金は、平成17年6月1日に策定された財団法人山梨県林業公社経営計画の経営方針に沿って行う持分譲渡に伴う農林漁業金融公庫借入金の繰上償還の原資とする。



平成17年度、平成18年度、平成19年度の3年間理事長承認の取り扱い方針が遵守されなかった。

損害てん補積立金9,700,000円の過去の経緯

「損害てん補積立金は、林業公社の分収造林地に係る火災や風水害等により他に損害を及ぼして、賠償等の必要が生じたために積み立てたものである。過去の収支計算書等により調べたところ、平成4年度から平成7年度までの4年間に毎年度2,425,000円積み立てし、現在は損害てん補積立金として残高が9,700,000円となっている。」

(2) 退職給付引当金 4,735,154円が計上不足のため正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額(一般の会社でいう経常利益)がさらに4,735,154円赤字が増えることになる。

(財)山梨県林業公社

7- (6)

(財)山梨県林業公社の財務諸表に対する注記に次に記載がある。

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
- (2) 森林資産の評価基準および評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法

(4) 引当金の計上基準  
退職給付引当金・・・職員の退職手当の支給に備えるため、期末日における自己都合退職の場合の要支給額を計上している。



林業公社で重要な会計方針を明示しながら当該重要な会計方針に準拠しない  
で決算報告がなされている。

山梨県林業労働センター事業において、補助事業、委託事業の人員費の管理について改善すべき点がある。  
公社の林業雇用改善アドバイザー2名が下記の複数の事業に係わっているが、これらの事業の人員費への扱分は各人の作業従事量等に基づいて各事業への従事量を集計し配賦しているが、人員費を按分するための従事量を集計する月報について、1日の代表的な作業従事内容に係る事業が記載されているのみであるため、1日における事業毎の作業従事量が把握できるような月報を作成すべきである。

- ・ 地域林業雇用改善促進事業 (国の委託事業)
- ・ 林材業就業促進総合対策事業 (国及び県の補助事業)
- ・ 森林整備担い手対策事業 (県の補助事業)
- ・ 緑の雇用担い手対策事業 (全国森林組合連合会の委託事業)

山梨県立県民の杜保健休養施設管理受託事業

- (1) 販売用商品について期末在庫の实地棚卸及び棚卸資産計上が行われていないので、期末には实地棚卸を実施し、また、棚卸資産として資産計上を行うのが望ましい。
- (2) 指定管理者制度において、資本的支出が行われた場合に資産計上せず、一括して費用計上が行われているが、資産計上した上で償却計算が必要となる。あるいは、30万円未満のものは少額減価償却資産として資産計上した上で全額償却計算が必要となる。

(1) 山梨県立県民の杜保健休養施設では、来訪者に対してクラフト体験事業を行っているが、その際工作用材料としてクラフト材料、木炭竈、葉書等を販売している。これは販売用の商品であるため、期末には实地棚卸を実施し、また、棚卸資産として資産計上を行うべきである。

(2) 指定管理者制度において、「管理運営基準」に基づき20万円以上の支出は県の負担、20万円未満の支出は指定管理者の負担となる旨規定されている。指定管理者としての契約期間終了時に当該資本的支出に係る施設については原状回復処理または県の所有となる旨も規定されていることから、10万円以上20万円未満の支出について一括して費用計上が行われている。指定管理者制度に伴う受託事業は税務上収益事業に該当するため、資本的支出に該当する支出については資産計上した上で償却計算が必要となる。あるいは少額減価償却資産として資産計上した上で全額償却計算が必要となる。但し、法人税の申告に当たっては少額減価償却資産の明細の添付が必要であり、年間300万円が限度となる。

山梨県立武田の杜保健休養林管理受託事業

- (1) 切手等の貯蔵品計上が行われていないので、期末在庫について計上することが望ましい。
- (2) 販売用商品（フランクナー）について受払管理、期末在庫の実地棚卸及び棚卸資産計上が行われていないので、期末には実地棚卸を実施し、棚卸資産として計上を行うことが望ましい。
- (3) アルバイトに対して支払われている給与について、所得税の源泉徴収が行われていないので、源泉徴収することが必要である。
- (1) 切手・はがきについて受払管理台帳を設けて管理し、また、期末在庫については実地棚卸を行っているが、期末に資産計上は行われていない。現金等価物である切手・はがきの期末在庫について貯蔵品計上を望ましいと思われる。  
平成 20 年 3 月 31 日現在期末残高：70,312 円
- (2) 山梨県立武田の杜保健休養施設では、「森のおしゃれ工房」「森の学校」等として来訪者に対してクラフト体験事業を行っているが、その際工作用材料としてサービスセンターにおいてフランクナー等を販売している。これは販売用の商品であるため受払管理を行い、期末には実地棚卸を実施し、また、棚卸資産として資産計上を行うことが望ましい。
- (3) キャンプ参加者のテント張りの援助のために、繁忙期にアルバイトの学生を短期間に雇用している。その際に雇用者から扶養控除申告書を徴収していないため、「給与所得の源泉徴収税額表」の乙欄での所得税の源泉徴収が必要となる。また、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄適用とすることにより、短期アルバイトのほとんどの場合において所得税の源泉徴収が不要となることから、雇用時に扶養控除申告書を徴収することが必要と思われる。

委託料を 16,392,166 円超大に過去 2 年間受けていた。具体的には提案公募型研究開発事業（経済産業省）において、当財団は管理業務を行い、当該事業費のうち直接経費の合計額の 10%を限度として一般管理費率を乗じた金額が当法人の純額の委託料収入となる。（ただし、実績経費率が 10%に満たない場合には、その実績経費率をもって一般管理費率とする。）

当法人の場合は実際の実績経費率が 10%未満であるが、事業費用である減価償却費（リース設備減価償却費）951 百万円を管理費に計上することで一般管理費率を実際は 2.6%であるが 9.4%の委託料を受けていた。このため平成 19 年度は 8,057,283 円、平成 18 年度は 8,334,883 円委託料を過大にもらっていた。

一方で、実績経費率の算出方法において、公益法人に特例として認めている間接事業費を除外できる規定を広義に解釈すると、同比率は上限の 10%を超えうるとの見解もある。しかし、その見解を裏付ける記載事項は現状不十分である。今後は管理費を正確に把握する必要がある。

平成 18 年度事業収益の中にリース料 1,080 百万円が計上され、そのリース料の原価の大部分を占める減価償却費（リース設備減価償却費）951 百万円を事業費用とせず、反対に保険料（リース損害保険料）9 百万円、公租公課（リース設備固定資産税）47 百万円を事業費用に計上している。

貸倒引当金繰入額は、設備貸与事業および創造的創出事業に対して平成 18 年度は 655 百万円計上され、貸倒引当金取崩しが経常収益に 554 百万円計上されている。このため、事業費用として計上すべき額は差額の 80 百万円であることとなる。その他費用科目で一部調整を必要とする項目もあるが、概算から除外した。

そこで、正しいリース設備減価償却費・貸倒引当金繰入額の表示方法を示せば、次のとおりとなる。

	現状の表示方法	正しい表示方法
経常費用		
事業費用	2,383,677,178	2,780,900,906
減価償却費	-	951,923,891
貸倒引当金繰入額	635,021,436	80,321,273
管理費	1,024,084,911	72,161,020
減価償却費	951,923,891	-
(リース設備減価償却費)		

(単位：円)  
(平成 18 年実績)

上記の現状の表示方法に基づくと実績経費率は、  
1,024,084,911 円 / 2,383,677,178 円 = 43.0%  
(但し 10%が限度)

→

このパーセント差 (10%-2.6%) に事業の直接経費を乗ずると過大受取りの委託料収入となる。詳細は次ページのとおりである。  
72,161,020 円 / 2,780,900,906 円 = 2.6%

分母は事業費総額、分子は管理費総額（平成18年度実績である）

【参考】平成19年度の実績経費率  
 $(1,009,875,461 \text{ 円} - 953,999,582 \text{ 円}) / (2,023,457,398 \text{ 円} + 953,999,582 \text{ 円} -$

減価償却費

$460,652,867 \text{ 円} + 6,361,814 \text{ 円}) = 55,875,879 \text{ 円} / 2,523,165,928 \text{ 円} = 2.23\%$

貸倒引当金分調整

公益法人等が国から一般管理費について委託料を受ける場合の一般管理費の実績経費率の算定について、平成18年10月の中小企業庁経営支援部技術課による経理処理要領では次のように規定されている。

一般管理費

一般管理費<sup>※1</sup>については、原則として直接経費<sup>※2</sup>の合算額に、10%を上限とした一般管理費率を乗じて算出すること。（ただし、一般管理比率を示す資料が提示できない場合は、一般管理費を計上できない。）

また、契約時における直近実績経費率が、10%に満たない場合は、その実績経費率をもって一般管理費率とすること。

新設法人(企業再編による場合も含む)の場合は、上限である10%を一般管理費率とする。

$$\text{実績経費率} = \text{一般管理費} \div \text{売上原価} \times 100 \text{ (小数第2位を切り捨て)}$$

※1 ここでいう一般管理費は、損益計算書記載の「販売費及び一般管理費」のうち、次のいずれかにより、販売費とみられる科目を控除した額とする。

- 一般管理費の額が損益計算書に明記されている場合は、損益計算書上に明記されている一般管理費の金額を一般管理費とする。
- 一般管理費が損益計算書に関する「注記事項」で補足できる場合は、「販売費及び一般管理費」の金額に、「注記事項」に記載されている割合を乗じて、一般管理費を算出する。
- 一般管理費が損益計算書で補足できない場合は、「販売費及び一般管理費」から除外すべき販売費の費目は、会社の証明によることになるため、除外すべき費目名と金額を列挙し、その合計額を「販売費及び一般管理費」から控除した金額を一般管理費とする。
- 独立行政法人化された大学及び私立大学の場合は、  
 「実績経費率 (%) = 管理費 ÷ 消費支出の部合計 × 100」  
 管理費 = (人件費 - 教員人件費) + 管理経費 で算出する。

公益法人の場合は、

$$\text{「実績経費率 (%) = 管理費} \div \text{(総事業費 - 間接事業費)} \times 100\text{」}$$

間接事業費は、管理費が発生しないことが対外的に証明できるものに限る。

※2 「直接経費」とは、研究開発活動を行う上で、直接的に必要となる経費である。よって、外注による調査費、成果報告用に作成するCD-ROM作成費、印刷費、会場借料、翻訳費、その他これに類するもの（研究開発に直接要しないもの）を含めないこと。

平成19年度

(1) 委託費の実際受取額は④の部分である。

(単位：円)

項目		A事業	B事業	C事業	D事業	E事業
		形状可変ミラーを用いた複合レーザー加工機による切削加工技術の研究開発	次世代電子デバイスに対応したレーザーダイシング技術の開発	アルミニウム部品の急速加熱による高品質・高効率熱処理技術の開発	高安定大容量通信を実現するラム波共振子の研究開発	モアレ法とパターン投影法による高性能新紙幣識別センサーの開発
直接経費	①	24,500,000	42,296,000	29,364,050	21,926,454	10,475,000
	②				38,000	38,000
	③					
合計 A		24,500,000	42,296,000	29,364,050	21,964,454	10,513,000
うち一般管理費対象外経費		0	0	0	38,000	38,000
④一般管理費 B		24,500,000	42,296,000	29,364,050	21,926,454	10,475,000
⑤再委託費		22,500,000	4,380,000	8,800,000	8,617,000	6,270,000
総経費		49,450,000	49,636,000	40,914,286	32,774,099	17,830,000
⑥消費税		2,472,500	2,481,800	2,045,714	1,638,704	869,000
⑦合計		51,922,500	52,117,800	42,960,000	34,412,803	18,699,000

(2) リース設備減価償却費を管理経費から事業費とした場合の実績経費率(注1)を乗じて計算した本来受けられるべき管理費

④一般管理費 C	(注 637,000)	1,099,696	763,465	570,087	272,350
----------	-------------	-----------	---------	---------	---------

(3) 過大委託料受取額合計8,057,283円

B - C	1,813,000	1,860,304	1,986,771	1,622,558	774,650
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

(注1) 実績経費率  $72,161,020円 / 2,780,900,906円 = 2.6\%$  (平成18年度実績)

(注2)  $A \times 2.6\% = 24,500,000円 \times 2.6\% = 637,000円$

平成18年度

(1) 委託費の実際受取額は④の部分である。

(単位：円)

項目		A事業	B事業	C事業	D事業	E事業
		高安定大容量通信を実現するラム波共振子の研究開発	自動二輪車用NOx低減排出装置の開発	モアレ法とパターン投影法による高性能新紙幣識別センサーの開発	アルミニウム部品の急速加熱による高品質・高効率熱処理技術の開発	
直接経費	①	50,117,233	2,394,400	13,805,686	41,948,000	
	②	38,000	6,464,494	38,000		
	③					
合計 A		50,155,233	8,858,894	13,843,686	41,948,000	
うち一般管理費対象外経費		38,000	2,068,000	38,000	0	
④一般管理費 B		50,117,233	6,790,894	13,805,686	41,948,000	
⑤再委託費		29,426,000	9,015,000	10,490,000	9,767,210	
総経費		84,592,233	18,552,983	25,713,686	55,909,210	
⑥消費税		4,229,611	927,649	1,234,684	2,795,460	
⑦合計		88,821,844	19,480,632	29,948,370	58,704,670	

(2) リース設備減価償却費を管理経費から事業費とした場合の実績経費率(注1)を乗じて計算した本来受けられるべき管理費

④一般管理費 C	1,303,048	176,563	368,947	1,090,648
----------	-----------	---------	---------	-----------

(3) 過大委託料受取額合計8,334,883円

B - C	3,707,952	502,526	1,021,063	3,103,352
-------	-----------	---------	-----------	-----------

(注1) 実績経費率

平成17年度の決算書では、事業費用一本で表示されているため、平成18年度の事業費用と管理費の割合2.6%を適用した。

(財)やまなし産業支援機構

8-1(2)

金庫の中に当初不明の現金 66,700 円 (下記①②③④)、会計処理未済の簿外現金 18,980 円 (下記⑤⑦)、一旦支出した費用を他用途に使用した 5,000 円 (下記⑨) などが含まれていたため適正な会計処理及び管理が必要である。

- ① 封筒の中に当初何のお金か不明であった 50,000 円が内容を確認したところ、募金のための寄附積立金であることが分かったが、寄附されないまま現在に至っていた。
- ② 職員名が記された封筒の中に 9,000 円があり当初内容が不明であったが、内容を確認したところ、過年度に行われた納涼会の会費を徴収したものであり、親睦会に関わるものであるとのこと。過年度の現金を親睦会の通帳に入らず、そのままにしておくのは望ましくない。
- ③ 現金書留封筒の中に現金 2,700 円があり、当初内容不明であったが、内容を確認したところ 区社からの預り金であった。これについては相手方に返却予定とのことである。
- ④ 会費と記された封筒の中に 5,000 円の現金が入っており、内容を確認したところ職員の送別会で本人から徴収したものととのこと。過年度の現金を親睦会の通帳に入らず、そのままにしておくのは望ましくない。
- ⑤ 楽書、切手等を旧役員に売却した代金 980 円、職員に売却した代金 8,000 円があったが、これは受払簿等に未記載であった。
- ⑥ 某銀行と懇親会を行い、6 人から個人負担金 18,000 円を徴収したが、この現金を保管していた。
- ⑦ 某社の竣工式の祝儀 10,000 円を経理上支出したが、相手を受け取らなかったため現金として保管しており、これを戻入していなかった。
- ⑧ 法人として 5,000 円のお祝金を経理処理し、相手方が受け取らなかったため一旦金庫に戻したが、これを戻入せず再度別件交際費に使用した。
- ⑨ 機構に対するお中元 (ビール券など 36 枚) が保管されていたが、これについては返却予定とのことである。
- ⑩ 職員個人の定期積金証書、積立金残金等があった。法人の金庫に個人的なものを入れるべきではないと考える。

(財)やまなし産業支援機構

8-1(3)

リース設備 (資産) について、今まで継続して契約しただけで資産計上していた。リース設備を資産として計上する時点は、契約時ではなく、リース設備が納品され検収した段階である。平成 19 年度契約時に資産計上したものは 9 件 139 百万円であるため、今後はリース設備が納品され検収された段階で計上すべきである。

この件に関して、平成 16 年度会計部会 (旧全貸協設置部会) において、会計上好ましくないとした検討結果を受けて、「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」においては、検収時点の処理に改め、契約時には未払金を計上しないこととされ、平成 18 年度から適用されているが、当該処理基準に準拠せず今日に至っていた。

平成 19 年度契約時に資産計上したリース設備 (資産) は次のとおりである。

(1) 設備導入支援事業会計

(単位：円)

貸与先コード	企業名	リース設備価額
07-069	㈱OS	17,493,000
07-082	KS㈱	25,344,627
07-093	㈱AR	2,608,725
07-102	㈱CK	9,500,000
07-110	M・K	17,000,000
07-113	㈱SD	26,418,000
	合計	98,364,352

(2) 県単独設備貸与事業会計

(単位：円)

貸与先コード	企業名	リース設備価額
07-065	㈱OS	24,990,000
07-100	㈱SP	4,899,300
07-101	㈱SR	11,500,000
	合計	41,389,300
	(1) + (2) 総合計	139,753,652

平成 19 年度および平成 18 年度において、契約時にリース設備を資産に計上した件数及び総額は、次のとおりであり問題である。(単位：円)

年度	(1)設備導入支援事業会計		(2)県単独設備貸与事業会計		合計	
	件数	リース設備価額総額	件数	リース設備価額総額	件数	リース設備価額総額
平成 18 年度	12 件	318,393,825	3 件	144,089,886	15 件	462,483,711
平成 19 年度	6 件	98,364,352	3 件	41,389,300	9 件	139,753,652



債務保証準備積立金(固定負債) 35,466,000 円のうち、本来あるべき額は 6,875,000 円であり、28,590,800 円は過大に計上されている。このため、同額を取崩し、過大計上されている代位弁済準備積立資産(特定資産)を 11,090,800 円、出捐金(その他の固定資産) 17,500,000 円も取崩す必要がある。

- (1) 債務保証準備積立金(固定負債) 35,466,000 円の内訳は、次のとおりである。
- ① 代位弁済準備積立資産(特定資産) 17,966,000 円
  - ② 出捐金(その他の固定資産) 17,500,000 円
- このうち②の出捐金は、(財)日本立地センターに対するものであり、当該財団法人の寄附行為では、次のように規定されている。
- 第 39 条(残余財産の処分)

本財団が解散の際に有する残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ経済産業大臣の許可を受けて、本財団と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

従って、出捐金は資産として計上すべきではない。また、当該出捐金について、債務保証準備積立金(固定負債)を計上すべきでもない。

修正仕訳としては、次の処理が必要となる。

債務保証準備積立金 17,500,000 / 出捐金 17,500,000

- (2) (財)やまなし産業支援機構は債務保証事業特別会計において、債務保証を実施すると同時に(財)日本立地センターがポリアス債務保証基金に再保証の申込を行う。再保証は借入元本の 100 分の 50 を限度とする。

- ① 平成 20 年 3 月末債務保証残高 13,750,400 円
- ② 債務保証残高 × 50% 6,875,200 円

①-②=必要な債務保証準備積立金(固定負債) 6,875,200 円

従って、代位弁済準備積立資産(特定資産)は 6,875,200 円あれば十分であるが、実際の貸借対照表への計上額は 17,966,000 円であり、11,090,800 円過大に計上されている。修正仕訳としては、次の処理が必要となる。

債務保証準備積立金 11,090,800 / 代位弁済準備積立資産 11,090,800 (固定負債) (特定資産)

現状の貸借対照表

資 産		負 債	
代位弁済準備積立資産	17,966,000	債務保証準備積立金	36,466,000
出 捐 金	17,500,000	(内訳) ①代位弁済準備積立資産	17,966,000
		②出 捐 金	17,500,000
あるべき貸借対照表			
代位弁済準備積立資産	6,875,200	債務保証準備積立金	6,875,200

★設置延期分の割賦設備とリース設備の取り扱いはについて

設備貸与事業における割賦設備とリース設備の計上は、ユーザーに設備を引き渡した(検収)時点で行うことから、設置延期分に係るものは、次年度以降の会計年度で計上することになる。

従って、当該年度の都道府県借入金収入と公庫借入金収入(貸与原資を投入している場合は、貸与原資準備積立預金取崩収入を加える)の合計額は、割賦設備購入支出とリース設備購入支出の合計額と一致しない。対外的な説明を円滑に行うため、「収支計算書に対する注記」に別添のとおりの記事を加えることとする。

「旧設備貸与機関標準会計基準」では、割賦設備とリース設備の計上を契約ベースで行っていたため、設置延期分については、未払金を計上して当該会計年度で処理をしていたが、平成 16 年度会計部会(旧全貸協設置部会)において、会計上好ましくないとした検討結果を受けて、「小規模企業設備資金事業会計処理マニュアル」においては、検収時点の処理に改め、未払金を計上しないこととしている。

収支計算書に対する注記

別添

1. 資金の範囲
2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
3. 平成〇〇年度設備貸与事業の事業実績額等

(単位：円)

事業名	金額	貸与設備購入支出額		借入金収入等	
		科目等	金額	科目	金額
割賦事業	×××	割賦設備購入支出	×××	都道府県借入金収入	×××
リース事業	×××	リース設備未検収額	×××	公庫借入金収入	×××
		リース設備購入支出	×××	貸与原資準備積立預金取崩収入	(×××)
		リース設備未検収額	×××		
計	×××	計	×××	計	×××

(財)やまなし産業支援機構

8- (5)

(1) 平成 19 年度の未払費用の中にリース設備固定資産の未払費用が 47,754,800 円計上されているが、これは平成 20 年度分であり、平成 19 年度に費用計上するものではない。

(2) 資産の部の「その他固定資産」の中に出捐金 19,390,000 円計上されている。

その内訳は

① 財団法人日本立地センター	17,500,000 円
② 財団法人全国中小企業取引振興協会	1,890,000 円
① + ② 合計	19,390,000 円

であるが、この出捐金は当該財団の寄附行為上解散しても(財)やまなし産業支援機構に資金が戻らないものであるため、資産に計上するべきではない。実質的には寄付金処理が妥当であると考えられる。①については、別の項で記載済みである。(3) 登記簿原本の「資産の総額」が 24 億 7,900 万円となっているが、実際の資産の総額は 32 億 92 万円である。登記簿原本の修正が必要であったが、平成 20 年 12 月 1 日以降特別財団法人・特別社団法人の「資産の総額」は、職権抹消されることとなった。

(4) 平成 19 年度やまなし知的財産戦略推進事業を行うに際し、謝金 525,000 円(25 日分)と旅費 64,150 円(25 日分)をまとめて支払っている。その時、謝金部分についてはみ源泉所得税を支払額の 10%徴収しているが、源泉所得税として徴収すべき額は、謝金と旅費をまとめて現金で支払う場合、旅費も含めて源泉徴収が必要である。

(1) 平成 19 年度決算報告書の正味財産増減計算書において、公租公課 (リース設備固定資産税) が 47,754,800 円計上されているが、この金額は平成 20 年度分のリース設備の償却資産税である。平成 19 年度において、次の決算修正が行われたものであるが、費用計上期間が 1 年早すぎるので適正な会計処理が必要である。

公租公課 (リース設備固定資産税)	47,754,800	未払費用	47,754,800
----------------------	------------	------	------------

正しくは、平成 20 年度に公租公課(リース設備固定資産税)を計上すべきである。

(2) 資産の部の「その他固定資産」の中に出捐金 19,390,000 円計上されているが、出捐している団体の寄附行為を確認したところ解散しても出捐金の返金はなく、また、解散前に出捐金の払戻を要求しても返還されないため、実質的には寄付金として処理することが妥当であると考えられる。上記の①については、別の項で記載済みである。

(3) 登記簿原本の「資産の総額」は、平成 20 年 12 月 1 日以降職権抹消されることとなった。

(4) 謝金を旅費と併に現金で支払うときの源泉徴収額は謝金と旅費の合計に対して 10%であることを留意する必要がある。

(財)やまなし産業支援機構

8- (6)

固定負債にリース設備引揚準備金 5,793,461 円が計上されているが、重要な会計方針に引当金の計上基準の記載がない。リース期間満了時の引揚費用は、契約書上昭和 61 年から平成 11 年まで当財団の負担となっていたが、平成 12 年以降リース設備を設置した企業の負担となった。このため、平成 11 年以前のリース物件が残っているため、それに伴う引揚費用についてはリース設備引揚準備金は必要である。

平成 3 年 12 月にリース期間満了時の対応指針が機構内で次のように示された。

\* 「リース設備引揚準備金」の積み立て限度額

再リース料の積み立て額は、再リース料収入から固定資産税を除いた額とする。

再リースの実施にあたっては、固定資産税以外の経費も発生するが、ごく僅かな金額と推測されるので、控除する額は、固定資産税だけとする。

7 年リースの場合の再リース料の内、固定資産税の占める割合は約 25%である。貸与機関が行うリースの 8 割弱が 7 年リースであるので、積み立て計算上他のリース期間の場合もこれを適用する。

積み立て限度額 = (再リース料 × 75%) ÷ 再リース企業数 × リース先企業数

※ 準備金の限度額については、概ね 5 年毎に見直すものとする。

アイメッセ山梨の施設利用承認に係る事務処理の誤り

平成 20 年 4 月分と 5 月分の利用承認申請書を通査したところ、次のような事務処理があった。

展示場又は会議室について、利用日の数ヶ月前に利用承認申請を受け付け、利用承認を行い、利用料の請求を行ったが、納入期限までに入金されず、請求書を再発行して入金された事例が 9 件あった。利用規程第 5 条第 1 項第 8 号には、期限後 10 日を経過しても利用料金が納入されない場合は、利用承認を取り消すことができることが規定されているが、今回の事例については、指定管理者としてこのことに関する精査を経ることなく事務処理を行っていた。

イベント終了後に利用承認が行われ、利用料がイベント終了後から 1 ヶ月後に入金となっていた事例が 2 件あった。利用承認については、山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例第 8 条において、利用者はあらかじめ承認を受けることとなっているが、条例に基づく事務処理が行われていなかった。

会議室について、利用日の数ヶ月前に利用承認申請を受け付けたが、利用承認が利用日の 4 日前であり、請求書の納期限が利用後となっている事例が 1 件あり、指定管理者として利用者に対する迅速なサービスが行われていなかった。指定管理者としては、利用者には良好なサービスを提供することが責務であり、そのためには法令等に基づく適正な事務処理を行うことが必要である。

(財)やまなし産業支援機構

8- (7)

山梨県から(財)やまなし産業支援機構に対し、「やまなし人材確保支援サイト(無料職業紹介事業)に係る求人開拓等委託業務」を委託している。この委託費は、平成18年度・平成19年度に400万円ずつ山梨県から支払っているが、最終的に求人と求職がマッチした件数は平成18年度6名・平成19年度13名となっている。現状では効果が薄く、事業の見直しを行うか(ハローワークの活用や委託を民間に依頼する等)、廃止も検討すべきである。

- 平成19年度のやまなし人材確保支援サイト(無料職業紹介事業)に係る求人開拓等委託業務の内容は、情報収集であり、具体的には次のようになっている。
1. 求人開拓業務(ただし、委託金額は求人一人あたり1,000円とし、1,000,000円を限度とする。求人1,781人(金1,000,000円))
  2. 求職(人材)開拓業務(ただし、委託金額は求職一人当たり3,000円とし、1,500,000円を上限とする。)求人795人(金1,500,000円)
  3. データ組成処理(ただし、委託金額はデータ一人あたり1,000円とし、1,500,000円を上限とする。)

求人(1,781人+795人=2,576人) (金1,500,000円)  
上記業務の実態は次のとおりである。

	平成19年度新求人 人数・求職数	前年以前の 更新者数	合計	平成19年度新規 求人数・求職数に 委託単価を乗じる	求人と求職が マッチした 実績
1. 求人 開拓業務	479名(社で10名 なら10名)	1,302名	1,781名	479名×1,000円 =479,000円	平成18年度 6名
2. 求職 開拓業務	345名	450名	795名	345名×3,000円 =1,035,000円	平成19年度 13名
3. データ 組成処理	824名	更新処理のみ 1,752名	2,576名	824名×1,000円 =824,000円	
合計				2,338,000円	

求人と求職がマッチした中には、平成18年度と平成19年度にそれぞれ1名ずつ委託先である山梨県の労働雇用課が採用した人数も含まれている。求人と求職をマッチさせるのは、山梨県の職員が平成18年度は職員1名、平成19年度は非常勤嘱託1名専属で行っていた。

従って、平成18年度は上記委託費400万円と職員の人件費800万円×50%  
=400万円の合計約800万円の費用がかかり、平成19年度は上記委託費400万円と非常勤嘱託の人件費230万円の合計630万円の費用がかかっている。  
求人と求職をマッチさせることは重要なことであるが、ハローワークの活用や民間の求人情報の活用を考慮した上で、当該事業の見直しおよび廃止を検討すべきである。

(財)やまなし産業支援機構

8- (8)

設備貸与事業に係る債権が平成20年3月末現在8,533百万円あり、当該債権について、①正常債権(第I分類)、②要注意債(第II分類)、③破綻懸念先(第III分類)、④破綻先(第IV分類)に区分して、それぞれの分類に応じた回収不能予定額を貸倒引当金として計上している。この計算にあたり貸出先が債務超過のケースもあり、弁済額を半額以下に条件変更した相手先4件についても正常債権として分類していたため回収不能予定額が少なく計上されているので、貸出先の分類に再検討が必要である。

リース設備 貸出先	平成20年 3月末 償却残高	整備 時点	当初		条件変更後		毎月の 返済残債額
			返済期限	返済額	返済期限	約定返済額	
A社	128,870,744	20/4	H15年4月~ 24年1月	2,607,092	H20年4月 ~25年10月	4~6月 7月~ 781,399 1,571,253	1,825,653 1,035,799
B社	46,546,000	20/6	H19年6月~ 26年5月	629,000	H20年6月 ~26年12月		93,290 535,710
C社	39,648,000	20/5	H15年10月~ 22年9月	1,239,000	H20年5月 ~26年11月		350,000 889,000
D社	20,350,000	20/1	H15年6月~ 22年11月	675,200	H20年1月 ~22年11月		0 675,200
合計	234,914,744			5,150,292			2,014,443 3,135,709

リース設備貸出先	摘 要
A社	20年4月~21年3月まで11ヶ月間返済減額の特典変更 20年7月から10分返済を再開、約定返済額は月1,550千円
B社	20年6月~12月まで7ヶ月間利息のみへ条件変更 21年1月から約定返済額に戻し、最終期限を7ヶ月間延長
C社	19年10月 事実上即座 金融機関への支払不能となる 20年5月に約定返済額を減額して条件変更、最終期限14ヶ月間延長
D社	20年1月~3月まで3ヶ月間返済を猶予、返済猶予分は20年4月~9月の 6ヶ月間に約定返済額に加算して回収、最終期限の延長なし

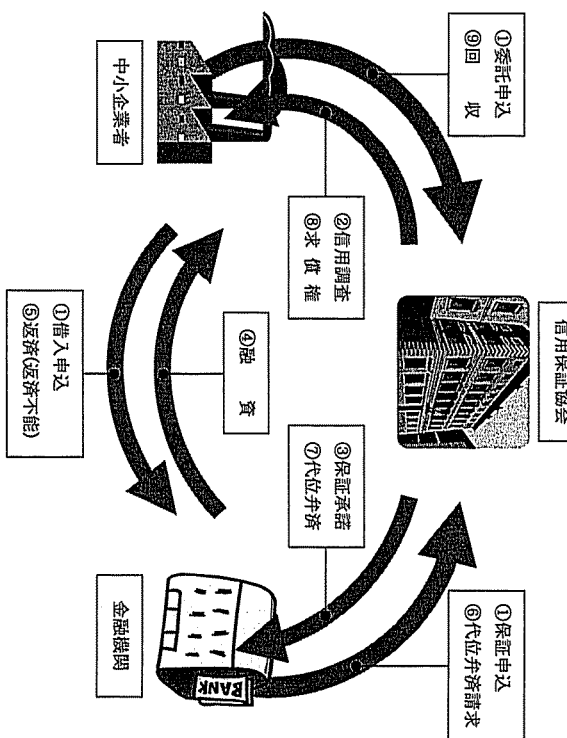
山梨県信用保証協会

9 - (1)

山梨県信用保証協会の業務の概要

信用補完制度の仕組み

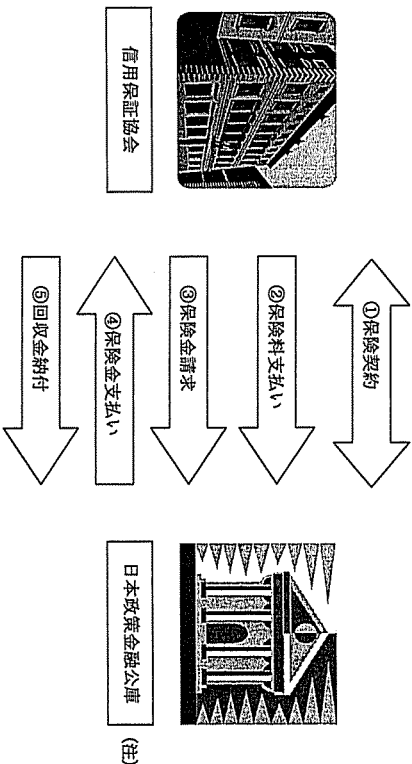
(1) 信用保証制度  
信用保証協会は、都道府県を単位として47協会、市を単位として5協会、あわせて全国で52の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっている。



- 1 信用保証の申込みは、融資を申し込んだ金融機関を経由するのが一般的である。
- 2 商工団体、自治体に直接申込みする方法もある。
- 3 事業内容、資金の妥当性、将来性などを調査・審査し、保証の可否を決定する。
- 4 保証の承諾を決定した場合は、信用保証書を金融機関に交付する。
- 5 金融機関から融資が行われる。
- 6 融資条件により、金融機関に返済を行う。
- 7 万一、返済が履行されない事態になったとき、金融機関は信用保証協会に弁済の請求を行う。
- 8 信用保証協会が代わって金融機関に弁済（代位弁済という）を行う。
- 以後、信用保証協会に返済する。

(2) 信用保険制度

信用保証協会の信用保証制度を補うため、日本政策金融公庫の信用保険制度がある。信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出せん金や負担金を受けることにより信用保証業務に伴うリスクに対し資金的な裏付けを行い、信用保険制度により代位弁済に伴う負担が軽減される。このため、信用保証協会は広範な中小企業の方々の金融を円滑にすることができる。



(注) 平成20年10月1日中小企業金融公庫から組織変更を行った。

上記より信用保証協会は、代位弁済を行うと70%~80%の保険金を日本政策金融公庫から受け取り、山梨県は一部制度融資について、約13%前後を保証協会へ損失補償を行っている。

- 1 日本政策金融公庫は信用保証協会との保険契約に基づき、信用保証協会の保証に対して保険を引き受ける。
- 2 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払う。
- 3 信用保証協会が代位弁済を行った場合は、保険金請求を行う。
- 4 日本政策金融公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済額の70~80%の保険金を支払う。
- 5 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金受領割合に応じて日本政策金融公庫へ納付する。

山梨県信用保証協会

9 - (2)

山梨県信用保証協会は全国ペースで考察した場合、代位弁済率はワースト3、基本財産の悪化状況はワースト3となっている。

このような状況の中で、平成17年度に基金準備金を取崩したため保証協会自ら平成20年度に赤字化するという経営に関する改善計画を策定したが、赤字化が困難となった。平成20年度以降、新たに経営に関する改善計画を策定することとが今後想定される。①果費として常務の人員費の補助金があり、②過去6期連続して赤字であること。③収支差額変動準備金を平成14年度から平成17年度に総額875百万円を取崩したために平成17年以降平成19年度までに基本財産のうち基金準備金を235百万円取崩しをおこなったこと等を総合的に勘案すれば、経営改善計画の中に収益の改善対策および費用の改善対策のさらなる見直しも検討する必要がある。

代位弁済率 (ワースト5) (単位: %)

年度	ワースト1	ワースト2	ワースト3	ワースト4	ワースト5	平均弁済率
平成17年度	A協会4.36	B協会3.91	山梨県3.83	F県3.68	G県3.65	2.38
平成18年度	C県3.85	D県3.84	山梨県3.47	A協会3.40	H県3.35	2.37
平成19年度	D県5.06	E県4.81	山梨県4.65	G県4.29	I県4.04	2.71

山梨県信用保証協会の代位弁済額  
 平成17年度 8,078 百万円  
 平成18年度 6,539 百万円  
 平成19年度 7,983 百万円

基本財産の悪化状況 (平成19年度) (単位: 百万円)

都道府県市	基本財産		
	基金	基金準備金	金融安定化特別基金
ワースト1 B協会	54,093	0	0
ワースト2 A協会	11,639	193	570
ワースト3 山梨県	4,728	4,671	0 (注)
ワースト4 G県	10,183	8,384	57

(注) 平成10年度から平成19年度までにおいて、26億円全て使い切る。

山梨県信用保証協会の過去の収支状況は、下記のとおりである。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
増益	▲175	▲206	▲410	▲250	▲32	▲35	赤字見込

但し、平成18～20年度の経営改善計画と実績を比較すると下記のとおり、協会自体相当な努力を行っていることは確認できる。

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
経営改善計画	▲155	▲239	赤字化(458)
実績	▲32	▲35	赤字の見込

山梨県信用保証協会

(1) 保証承諾額と年度別推移

(単位: 億円)

		H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
1. 保証承諾額	実績	2,371	1,354	1,438	931	908	1,200	1,060	793	698	690
	計画	1,271	1,922	1,368	920	940	994	1,000	1,080	800	705
2. 期末保証債務残高	実績	3,198	3,192	3,090	2,714	2,372	2,284	2,223	2,017	1,810	1,657
	計画	2,183	3,846	3,242	2,666	2,440	2,230	2,089	2,240	1,888	1,694
3. 代位弁済額	実績	34	52	87	98	89	96	74	81	65	79
	計画	39	54	65	100	98	110	80	67	70	53
4. 対債務者求償権回収額	実績	16	14.9	18	23	26	25	18	18	18	18.8
	計画	16	16.5	17	24	26	24	24	20	18	18.5

(2) 基本財産 (金融安定化特別基金、基金準備金) の取崩しの年度別推移

(単位: 百万円)

勘定科目	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
① 金融安定化特別基金		1,564	1,013								
② 金融安定化特別基金取崩高		709		79	72	611	330	292	274	157	51
③ ①-②基金残高		855	1,868	1,789	1,717	1,106	776	483	209	51	0
④ 基金準備金期首	3,952										
⑤ 基金準備金繰入高		457	316	171	10	-					
⑥ 基金準備金取崩残高									168	32	36
⑦ ④+⑤-⑥準備金残高		4,409	4,726	4,898	4,908	4,908	4,908	4,908	4,739	4,707	4,671

(3) 収支差額変動準備金の取崩しの年度別推移

(単位: 百万円)

勘定科目	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
① 収支差額変動準備金	875										
② 収支差額変動準備金取崩高						75	206	110	82		
③ ①-②準備金残高		875	875	875	875	699	493	82	0	0	0

の部分が山梨県信用保証協会の赤字部分である。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10- (1)

土地の取得価額 44,189,071 円の中に橋梁工事代 10,784,000 円、舗装工事代 2,460,000 円、植栽工事代 4,280,000 円等が含まれているため、土地代から除いて構築物勘定に振替えて減価償却を実施すべきである。現状では、土地勘定(非償却資産)で処理しているため費用化することができないので適切に会計処理すべきである。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター 駐車場等拡充整備費の実績額は次のとおりであり、この全額を土地勘定で処理しているのは誤りであり、修正する必要がある。

項目	実 額
① 土地代	7,826,000 円 (A氏 81.15 m <sup>2</sup> 分) (B氏 21.15 m <sup>2</sup> については近隣県有地と交換)
② 建物等補償料	15,888,204 円 (内訳は A氏 12,634,000 円、B氏 3,254,204 円である。)
③ 造成費	460,000 円
④ その他	2,490,867 円 (内訳は利息 1,488,603 円、 公社事務費 897,264 円、 利息 1,488,603 円)
⑤ 橋梁工事代	10,784,000 円
⑥ 舗装工事代	2,460,000 円
⑦ 植栽工事代	4,280,000 円
合 計	44,189,071 円

上記は甲府市善光寺 2丁目 2756-1 の土地を昭和 62 年 3 月 10 日に取得した時に全額土地の取得価額としたものである。

本来は次のように会計処理すべきであった。

① 土地代	7,826,000 円	
② 建物等補償料	15,888,204 円	土地として会計処理する。
③ 造成費	460,000 円	
④ その他	2,490,867 円	
⑤ 橋梁工事代	10,784,000 円	構築物 (耐用年数 45 年) として処理する。
⑥ 舗装工事代	2,460,000 円	構築物 (耐用年数 15 年) として処理する。
⑦ 植栽工事代	4,280,000 円	構築物 (耐用年数 30 年) として処理する。

	構築物	土地	構築物
構築物	10,784,000 円	17,524,000 円	
構築物	2,460,000 円		
構築物	4,280,000 円		

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10- (2)

(1) 昭和 60 年 9 月に絵画 2 件の寄贈を受け、1 点目は加倉井和夫 作品名「朝を行く」(山梨中央銀行より寄贈されたもの)、2 点目は藤田治郎 作品名「純金銀画」(本人より寄贈されたもの) である。1 点目の加倉井和夫氏は、美術年鑑に載っている人物であり、10 号 700 万円と記載されている。作品の「朝を行く」は 90 号程のものであるので、会計上公正な評価額で備品として計上する必要がある。

(2) 土地 3 筆について借入金の担保に供しているので、その旨を新公益法人会計基準に準拠して財務諸表に注記すべきである。

(3) 償却資産税の申告が行われていない。当財団の構築物(看板塔、外灯、フエンス等の取得価額 7,708,352 円、器具備品の取得価額 132,593,076 円、展示用設備の取得価額 20,913,162 円は、甲府市に償却資産として申告の必要があると考えるが、現状申告が取得価額ベースで 161 百万円行われていない。

(1) 寄贈されたものは、会計上公正な評価額で資産に計上する必要がある。当財団の絵画のうち作品「朝を行く」は、作者の加倉井和夫氏が美術年鑑に載っている人物であり、10 号 700 万円と記載されている。従って、当作品は 90 号程であるため相当の金額と考えられるが、最近の絵画市場のことを考え、画廊や県立美術館等に相談して公正な評価額で資産に計上することが必要である。修正仕訳としては次のようになる。

器具備品	× ×	雑収入(備品受贈益)	× ×
------	-----	------------	-----

(2) 土地は、一部借入金の担保となっており、その内容は次のとおりである。

物 件	取得価額	担保権の種類	担保権者	面積
甲府市東光寺三丁目 1300-3	136,022,112	抵当権	山梨県	1,644.08 m <sup>2</sup>
甲府市東光寺三丁目 1306-1	334,716,424	抵当権	山梨県	4,045.67 m <sup>2</sup>
甲府市東光寺三丁目 1300-1	62,089,990	抵当権	山梨県	730.32 m <sup>2</sup>
合 計	532,828,526			6,420.07 m <sup>2</sup>

建物・土地の登記簿謄本を全部とりよせ、再度確認することが必要である。上記に記載したものが担保に供されている全部とすれば、次の開示が必要となる。

担保に供している資産  
土地 532,828,526 円は長期借入金 71,815,000 円の担保に供されている。

(3) 償却資産税の申告が行われていないので、甲府市に申告する必要がある。150 万円未満は免税となるが、当財団はそれを超えるため、通常は毎年 1 月 31 日までに申告が必要である。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10- (3)

償却資産税の対象となる資産の概要は次のとおりである。

資産科目	資産の内容	取得価額	平成20年3月31日の帳簿価額
構築物	看板塔他 3点	7,708,352	928,486
器具備品	金庫他 164点	132,598,076	35,622,345
展示用設備	展示ケース他 10点	20,913,162	10,793,275
合 計		161,214,590	47,344,106

償却資産税の申告は、今後、甲府市へ正しく行う必要がある。当財団は、財団法人であるため甲府市産業部商工振興課と甲府市資産税課と協議を行って免税措置を受けることも検討してもらう必要がある。

(1) 預り金の中に23年前からの公衆電話手数料収入が878,952円含まれているので雑収入として利益に計上すべきである。

(2) 財務諸表の注記で満期保有目的の債券について、時価の開示及び評価損益が記載されていない。また、満期保有目的以外の債券は時価評価することになっているが、当財団の流動資産に計上されている有価証券は、満期保有目的以外の有価証券と考えられるが、時価評価されていない。従って、新公益法人会計基準に準拠した処理が必要である。

(3) 書籍販売に伴うつり銭10,000円が決算報告書から漏れている。また、手許現金が5円現金出納帳より多い。このため両方をまとめて雑収入に計上する必要がある。

(1) 平成20年3月31日の預り金残高2,137,018円の中に、23年前からの公衆電話手数料収入が878,952円含まれているので、雑収入として利益に計上すべきである。

公衆電話手数料収入については、公衆電話使用に伴う現金を回収したとき預り金に計上し、NTTからの電話料の支払いは、預り金を消す会計処理を行っていた。従って公衆電話手数料収入が預り金として蓄積され増加してきたことが原因である。このため、公衆電話の過年度の手数料をまとめて雑収入に計上する必要がある。

(2) 財務諸表の注記で満期保有目的の債券について時価情報の開示がないので記載することが必要である。平成20年3月31日を基準に新公益法人会計基準に準拠して作成すれば次のとおりである。(但し、当財団保有の国債・地方債がすべて満期保有目的の債券とする。)

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
利付国債 10年 234回	30,000,000	30,753,000	753,000
利付地方債大阪市 H13 第7回	29,994,500	30,466,200	471,700
利付国債 10年 242回	9,999,165	10,205,000	205,835
利付国債 10年 207回	9,992,400	10,026,000	33,600
合 計	79,986,065	81,450,200	1,464,135

流動資産に計上してある有価証券と固定資産に計上してある有価証券は、下記★のように1つの国債を分けて記載している。

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター 10- (4)

預け先	種類	期末現在残高	流動資産分	基本財産分	引当分
金融機関名 山梨中央 銀行	国債	30,000,000		30,000,000	
日興証券 証券	国債	★ 19,991,565	16,322,565		3,659,000
三都UFJ 証券	大阪市債 H13第7回	29,994,500	4,994,500		25,000,000
合計		79,986,065	21,327,065	30,000,000	28,659,000

(単位:円)

公益法人会計基準注解 7. 8 で次のように記載されている。

(注 7) 満期保有目的の債券の評価について  
満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならぬ。

(注 8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式会社および関連会社株式会社以外の有価証券について  
満期保有目的の債券並びに子会社株式会社および関連会社株式会社以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

つまり、当財団の満期保有目的の国債・地方債は取得価額で評価されるが、それ以外の国債・地方債は売買目的の有価証券として時価評価される。従って、流動資産で保有していると考えるとき時価評価しなければならぬ。一方、固定資産に計上されている満期保有目的の国債・地方債の基本財産、引当分のものは取得価額のままで計上し、時価との差額は財務諸表に注記されるのである。

当財団の有価証券の保有の仕方として一つの国債を売買目的の有価証券と、満期保有目的の有価証券として保有することは無理ではないが(国債を50,000円単位で売却することは可能なため)、明確に区別して保有すべきである。

(3) 書籍販売のつり銭が従来より10,000円あったが、決算報告書では、つり銭10,000円がないものとして処理されてきた。また手許現金が帳簿残高より5円多かったので双方まとめて10,005円を雑収入に計上する必要がある。修正仕訳としては次のとおりとなる。

現金預金	10,005 / 雑収入	10,005
------	--------------	--------

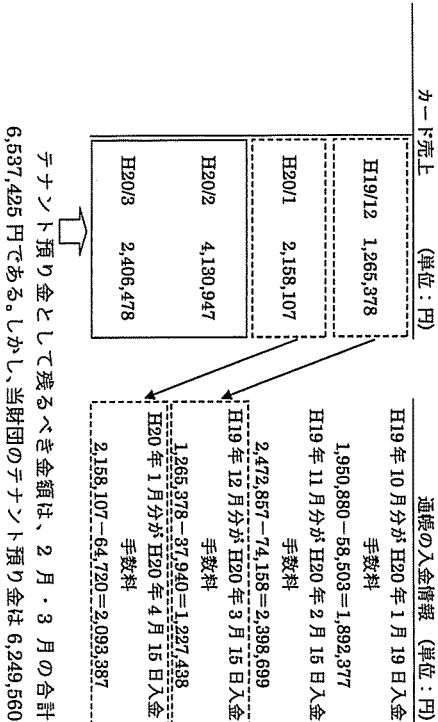
(1) 退職給付引当金が平成20年3月31日に5,265,760円計上されているが、期末退職給付の自己都合要支給額に相当する金額は、5,009,596円となっている。従って、平成19年度末では256,164円過大に計上されている。また、決算報告書の退職給付引当金の科目は、正しくは退職給付引当金である。

(2) テナント預り金が帳簿上6,249,560円となっているが、本来あるべきテナント預り金は、6,537,425円であればならない。預り金が287,865円足りない状況である。毎月々預り金の残高のチェックを行うと伴に、今回の差異原因を明確にすべきである。

(3) 山梨県火災共済協同組合出資証券1口200円があるが、資産に計上されていない(但し、出資証券を払戻すと火災共済に加入できなくなる)。また、切手類販売台帳の現金が台帳より380円多く、さらに台帳の記録外の収入印紙200円が9枚あった。正しい会計処理が望まれる。

(1) 退職給付引当金の過大計上額256,164円は前専務理事である山梨県職員OBに対する引当金部分が残ったものである。これは、「山梨県定年退職者の再就職に関する取扱要領」に準拠して退職手当を支給しないこととしたため、引当金自体が残っているものである。年度末の退職給付引当金は、期末要支給額を正しく計上する必要がある。

(2) テナント預り金はテナントの商品をカードで売り上げたもので、カード売上は2ヶ月後普通預金に入金される。従って、カード売上を会計処理上テナント預り金として処理している。平成19年12月から平成20年3月までの状況を示せば下記のとおりであり、結局平成20年2月分と3月分カード売上がテナント預り金として残ることになる。





(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10ー(5)

円であるため差額 287,865 円が発生しているので、差異原因を明確にし、今後月々の残高チェックも行う必要がある。

(3) 山梨県火災共済協同組合出資証券は、今後も火災共済に加入を継続するのであれば、資産計上が必要である。切手欄販売台帳と現金の現物が違うものは、現物に合わせて会計処理する必要がある。

(1) (財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター(以下当財団という)の役員の退職手当規程第11条に支給制限が規程されている。この支給制限は、派遣法に基づくものであるため、地方公共団体のOBは除かれる。しかし、山梨県からの通達により、山梨県のOBには平成18年度より当財団は、退職金を支払わないことになったが甲府市のOBについては明確となっていない。現在常務理事は、甲府市役所を退職して当財団に再就職したものであるが、現状の規程では常務理事に対する退職金は支払可能と考えられるが、同じ地方公共団体である山梨県との整合性を検討する必要があると考える。

(2) 固定資産台帳の器具備品の中に使用見込みがないもの、廃却予定のものが8件考えられるので、十分検討のうえ固定資産廃却損を計上する必要がある。

当財団の役員の退職給与規程第2条、第11条では次のように規定されている。

(役員の退職手当)

第2条 寄付行為第17条の規定のうち常勤役員(以下「常勤の役員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合はその遺族)に退職金を支給する。

ただし、再任された場合は支給しない。

(支給制限)

第11条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)の規定を受ける職員には、この規程にかかわらず、退職手当を支給しない。

上記は、現状の役員退職給与規程の抜粋であり、平成14年4月1日から施行されているものである。

この規程によると、現在の山梨県のOBである専務理事も甲府市のOBである常務理事へも退職金の支給が可能であるが、山梨県の場合平成18年度から山梨県OBには退職金を支給しない旨の通達が行われ、平成18年に退職した専務理事には退職金を支給しなかった。

(改善項目1)

山梨県職員OBには退職金を支払わなくなったのであるから、現状の役員退職給与規程の改訂が必要である。

(改善項目2)

山梨県職員OBと甲府市職員OBはそれぞれ県、市町村の個別事情がある

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10- (6)

の対応も異なるものと思うが、同じ地方公共団体の職員OBの取り扱いは整合性をとり、当財団に負担にならないよう検討すべきである。この件についても役員退職給与規程の改訂が望まれる。

(2) 固定資産台帳の器具備品の中に使用見込みがないと想定されるものは、下記のとおりである。

(単位：円)

勘定科目	資産名	取得年月	取得価額	20/8帳簿価額
器具備品	壁面展示台 (T.V.)	1985年10月	1,482,000	58,481
器具備品	弱電/ビデオ設備	1985年10月	402,855	16,114
器具備品	弱電設備/テレビ共聴設備	1985年10月	1,126,339	45,058
器具備品	壁面展示台 (Q.S.)	1985年10月	2,452,000	98,081
器具備品	壁面展示台 (P.R.)	1985年10月	644,000	25,761
器具備品	展示ケース	1985年10月	350,000	14,001
器具備品	甲斐路の自然ケース	1985年10月	1,255,000	50,201
器具備品	壁面展示台 (U.W.)	1985年10月	2,770,000	110,801
合計			10,482,194	418,498

(1) 展示販売フロア使用契約書・賃貸借契約書など大部分が契約書と実態があっていない。具体的には、次のとおりであるので契約書とどり対応することが必要である。

① 展示販売フロア使用契約書によると「使用料は年額×円換込とし、4月・10月の各10日までにその二分の一を支払うものとする。」とあるが、平成19年度の入金状況を確認したところ契約書どおりに支払われているのは、22団体のうち前期が1団体、後期がゼロであった。

② 販売協同組合との展示販売フロア使用契約書によると「販売協同組合は、展示販売フロア総売上額の11%を毎月当財団に納付することになってい

が、実際は総売上のうち当月現金売上およびカード売上の当月現金回収金額の合計11%となっている。

③ 展示販売フロア使用料契約書の使用料の年額の取り決めが某協同組合の契約書では「年額38,000円換込」とあるが、実際は39,900円入金している。

④ 賃貸借契約書4件は、賃料を毎月25日までに翌月分をもらうことになっているが、実際は当月分を当月25日にもらっている。

(2) 山梨県ネット工業組合（使用者はA社とB社）との契約書は、A社倒産後1年以上も新たな契約を締結しないままの状態を引き下げて運用している状態である。今後、使用料決定に至るまでの流れ・文書保存を徹底すると共に、早急に正式な契約を取り交わす必要がある

(1) 当財団の展示販売フロア契約書・賃貸借契約書について、全件内容を確認したところ契約書に書かれている内容と実態が大部分のところ一致していない状況であるため、契約書どおりに実態を合わせ、会計処理することが節に望まれる。

(2) 平成19年8月初旬に山梨県ネット工業組合のA社が倒産し、平成19年8月下旬に約1/2の空いたスペースにA社に変わるテナント誘致をC社の社長で同組合の理事長が地場産業センターに来社した際に直接依頼した。後期の使用料支払日は10/10だが、10/9日時点で後期の使用料が決まらないため、同組合への請求を一旦保留とした。後期の使用料請求額を12月頃当初の205,800円から85,750円に引き下げを決定し、12月中旬に決定内容を連絡（使用料変更提案書、変更後の後期分請求書なし）した。従って、早急に正式な契約を取り交わす必要がある。

正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部における一般正味財産への振替額 23,779,091 円は、根拠のない数字である。補助金を受けて取得した資産について平成 18 年度決算に廻り明確にして一般正味財産への振替額を確定すべきである。

現状の指定正味財産増減の部における一般正味財産への振替額 23,779,091 円の内容は、次のとおりである。

実際の固定資産減価償却費計算表より

建物減価償却費	11,888,360 円
建物附属設備減価償却費	5,768,186 円
構築物減価償却費	1,035,676 円
車両減価償却費	14,999 円
器具備品減価償却費	8,328,869 円
展示用設備減価償却費	2,286,614 円
	<u>29,322,704 (A)</u>
一般正味財産への振替額	<u>23,779,091 (B)</u>
(A) - (B) =	5,543,613 円



この額を経常費用の管理費「減価償却費」として正味財産増減計算書上、次のように計上している。

構築物減価償却費	1,145,000 円	左記減価償却費が根拠のない数字である理由は、①構築物減価償却費は実際の計算表より金額が大きく、また、1,145,000円は当期取得価額である、②器具備品減価償却費2,097,000円も当期取得価額で計上されている、③展示用設備減価償却費は補助金で取得したものを含めてすべて計上しているためである。
展示用設備減価償却費	2,286,614 円	
車両減価償却費	14,999 円	
器具備品減価償却費	2,097,000 円	
	<u>5,543,613 円</u>	

指定正味財産増減の部における一般正味財産への振替額は、建物・構築物・器具備品等を補助金で取得した場合、その部分についてである。従って、減価償却資産を補助金で取得したものと、そうでないものに区分して減価償却費を把握する必要がある。現状それが全く行われていない。また、財務諸表の注記に次の記載があるが、実際はそうに行われていない。

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内容	金額
経常収益への振替額	23,779,091 円
減価償却費計上による振替額	23,779,091 円
合計	23,779,091 円

減価償却費総額 29,322,704 円のうち仮に減価償却費の振替額が、現状の 23,779,091 円で正しいものとした場合の表示は、次のとおりとなる。

(単位：円)

科目	現状	あるべき表示
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
× ×		
補助金収入		23,779,091
(2) 経常費用		
① 事業費		
② 管理費		
減価償却費	5,543,613	29,322,704
II 指定正味財産増減の部		
× ×		
一般正味財産への振替額	23,779,091	23,779,091
当期指定正味財産増減額	▲23,779,091	▲23,779,091

経常収益への振替

(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター

10- (8)

(1) 当財団の収支計算書の次期繰越収支差額が 9,273,428 円多く計上されているので、差異内容を調査検討し、修正を行う必要がある。  
 (2) 貸借対照表の基本財産預金 30,000,000 円、建物修繕預金 25,000,000 円、減価償却引当預金 3,659,000 円は、すべて預金ではなく有価証券である。過去から表示科目が誤っているので、今後修正する必要がある。

(1) 当財団の平成 19 年度収支計算書および貸借対照表の概要を示せば次のとおりである。本来一致すべき金額が一致しないため途中の会計処理が誤っているか、または、前期繰越収支差額が誤っていると考えられるので調査が必要である。

収支計算書		貸借対照表	
		(単位：円)	
当期収入	116,010,919	流動資産①	74,963,770
前期繰越収支差額	69,556,224	流動負債②	12,625,770
収入合計 (A)	185,567,143		
当期支出 (B)	113,955,715		
次期繰越収支差額 (A)-(B)	71,611,428	①-②の差額	62,338,000

← 本来一致するものである。  
不一致額 9,273,428 円

次期繰越収支差額は、資金の範囲をどこまでとするかにより確定してくるが、収支計算書では資金の範囲が記載されていない。但し、当財団の場合は貯蔵品 30,380 円を資金の範囲とするかどうかは、見解の分かれるところであるが、それを除いても約 920 万円資金の裏付けの資産がない。言葉を変えれば流動資産が足りない、または、流動負債が多すぎることを意味する。従って、原因を究明する必要がある。

(2) 貸借対照表上預金でないものを預金として過去から表示しているが、その実態は満期保有目的の債券であり投資有価証券である。具体的に現状と改善策を示せば、次のようになる。

現状の貸借対照表の科目と金額	改善すべき科目と金額
(単位：円)	
固定資産	
(基本財産)	
基本財産預金	⇒ 基本財産投資有価証券 30,000,000
(特定資産)	
建物修繕預金	⇒ 建物修繕預金 420,413
	⇒ 建物修繕投資有価証券 25,000,000
減価償却引当預金	⇒ 減価償却引当投資有価証券 3,659,000

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11- (1)

平成 5 年 3 月に取得したデザインプリンタシステム一式(取得価額 27,810,000 円、帳簿価額 8,776,141 円)及び NC 加工システム一式 3 次元加工機械(取得価額 35,970,000 円、帳簿価額 11,351,232 円)は、ともに約 8 年使用したため、平成 14 年以降現在まで陳腐化し、全く使用されていない。また、どちらの備品も正しく減価償却を計算すれば現在ともに残存価額以下であるので、正しい償却計算が行われてこなかった。さらにこの備品は、現在商品開発室に保管されているが、当該備品のため商品開発室自体が倉庫化している。当財団法人の実態を決算報告書に反映する意味からも上記 2 つの備品は廃却して固定資産廃却損を計上すると共に、倉庫化されている商品開発室を隠らせることが必要と考える。

現在まったく使用されていない備品の概要は次のとおりである。

名称	取得年月	償却方法	耐用年数	償却率	取得価額	平成 19 年度減価償却費	期末帳簿価額
デザインプリンタシステム一式	平成 5 年 3 月	旧定率法	10 年	0.206	27,810,000	2,276,993	8,776,141
NC 加工システム一式	平成 5 年 3 月	旧定率法	10 年	0.206	35,970,000	2,945,029	11,351,232
合計					63,780,000	5,221,962	20,127,373

NC 加工システム一式 3 次元加工機械を正しく償却計算を行えば現状の平成 20 年 3 月末の帳簿価額 11,351,232 円は下記★印のとおり 1,079,100 円となる。

年月	帳簿価額 × 償却率	減価償却費	帳簿価額
平成 5 年 3 月	35,970,000 × 0.206 × 1/12ヶ月 =	617,485	35,352,515
平成 6 年 3 月	35,352,515 × 0.206 =	7,282,618	28,069,897
平成 7 年 3 月	28,069,897 × 0.206 =	5,782,398	22,287,499
平成 8 年 3 月	22,287,499 × 0.206 =	4,591,224	17,696,275
平成 9 年 3 月	17,696,275 × 0.206 =	3,645,432	14,050,843
平成 10 年 3 月	14,050,843 × 0.206 =	2,894,473	11,156,370
平成 11 年 3 月	11,156,370 × 0.206 =	2,299,212	8,858,158
平成 12 年 3 月	8,858,158 × 0.206 =	1,824,780	7,033,378
平成 13 年 3 月	7,033,378 × 0.206 =	1,448,875	5,584,503
平成 14 年 3 月	5,584,503 × 0.206 =	1,150,407	4,434,096
平成 15 年 3 月	4,434,096 × 0.206 =	913,423	3,520,673
平成 16 年 3 月	3,520,673 × 0.206 =	725,258	2,795,415
平成 17 年 3 月	2,795,415 × 0.206 =	575,855	2,219,560
平成 18 年 3 月	2,219,560 × 0.206 =	421,060	1,798,500
平成 19 年 3 月	1,798,500 ÷ 5 =	359,700	1,438,800
平成 20 年 3 月	1,798,500 ÷ 5 =	359,700	1,079,100

★ デザインプリンタシステム一式の平成 20 年 3 月のあるべき帳簿価額は、834,300 円であり、2 つの備品のあるべき帳簿価額の合計は 1,913,400 円である。

(財)山梨県郡内地域工場産業振興センター

11 - (2)

正味財産増減計算書における「経常収益」と「指定正味財産増減の部」について、整合性がない処理が行われており、現状では指定正味財産期末残高が27,230,000円過大に表示されているため検討することが必要である。

補助金を受け入れた場合の会計処理は、公益法人会計基準に関する実務指針によると次のとおりである。

(1) 指定正味財産増減の部に記載する方法

① 県と市から補助金を受け入れたときの仕訳	(単位：円)
現金預金	27,230,000 / 受取補助金(指定)
27,230,000	27,230,000
② 事業費を支出したときの仕訳	
事業費	27,230,000 / 現金預金
27,230,000	27,230,000
③ 指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振替えた時の仕訳	
一般稼働の振替額	27,230,000 / 受取補助金(一般)
(指定)	27,230,000

(2) 指定正味財産増減の部に記載しないで、最初から一般正味財産増減の部に記載する方法

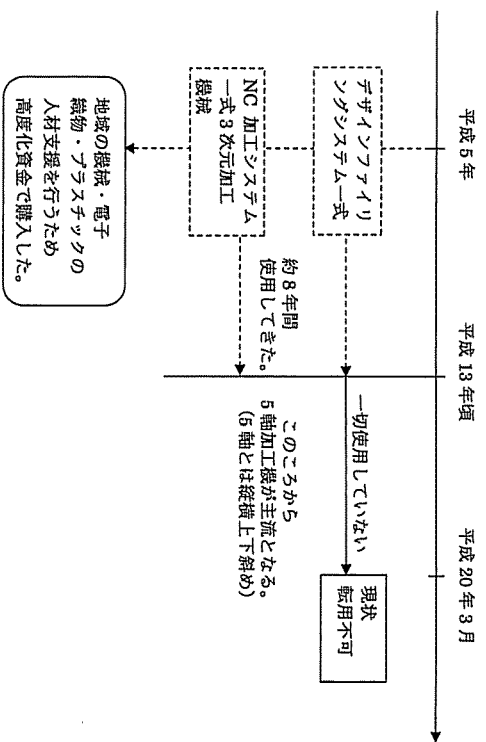
① 県と市からの補助金を受け入れたときの仕訳	(単位：円)
現金預金	27,230,000 / 受取補助金(一般)
27,230,000	27,230,000
② 事業費を支出したときの仕訳	
事業費	27,230,000 / 現金預金
27,230,000	27,230,000

当財団の補助金を受け入れたときの仕訳は、決算報告書である正味財産増減計算書から判断すると上記(1)と考えられる。

正味財産増減計算書 一部抜粋

科目	現 状	修正すべき対応
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
xxxxx		
③補助金等収益	13,615,000	13,615,000
県補助金	13,615,000	13,615,000
市負担金	13,615,000	13,615,000
指定正味財産からの振替額	27,230,000	▲ 27,230,000
II 指定正味財産増減の部		
①受取補助金等	492,954,322	492,954,322
県補助金	492,954,322	492,954,322
市負担金	520,184,322	▲ 492,954,322
②一般正味財産への振替額		
当期指定正味財産増減額		
指定正味財産期首残高		
指定正味財産期末残高		

ここが大きく違う



★デザイン用ナイリングシステム一式及びNC加工システム一式3次元加工機は、まったく使用されておらず、現状の帳簿価額20,127,373円となっているが、平成20年3月まで正しい償却計算が行われておらず、仮に正しい償却計算を行えば双方合計して1,913,400円となる。

また、この備品の占有面積が商品開発室の約半分を占め、部屋の有効活用が阻害されていることも考慮すれば廃却し、また廃却損20,127,373円を計上することが必要と考える。

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11 - (3)

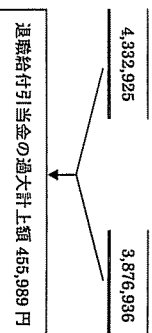
- (1) 退職給付引当金の残高が過去の退職手当規程の支給率を適用していたため、455,989円過大に計上されていた。改定後の退職手当規程に準拠して計算する必要がある。
- (2) 経営安定基金引当金 6,451,732円は、重要な会計方針の「引当金の計上基準について」のところ計上基準が示されておらず、また、利益留保性の引当金であることから全額取崩して、利益に計上すべきである。
- (3) (財)山梨県郡内地域地場産業振興センターの平成19年度の決算書に委託料として525,000円が計上されているが、その役務の提供は、平成20年度において提供されている。平成20年度の経費であるので当該年度に経費処理すべきである。つまり期ズレによる委託料の計上が行われていた。

(1) 退職給付引当金は、重要な会計方針の(4)「引当金の計上基準について」で次のように記載されている。  
退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額(簡便法)に基づき計上している。

上記に基づき退職給付債務を計算してみると次のようになる。

(単位：円)

職員名	在職期間	給与月額	法人計算上の支給率	退職給付引当金	改定後の支給率	正しい退職給付引当金
A	9年	200,260	6.75	1,351,755	5.4	1,081,404



退職給付引当金について、支給率の改定後で正しく計算する必要がある。

(2) 経営安定基金引当金は、重要な会計方針(4)「引当金の計上基準について」で記載がされていない。当該引当金は、平成7年度以降各年度の収支差額を計上したり、取崩したりしているが、会計上の負債性引当金でもなく利益留保性引当金であることから全額取崩すべきである。

過去の経営安定基金引当金の計上・取崩の推移は次のとおりである。

	繰入額	取崩額	残高
平成7年度	6,062,004	—	6,062,004
平成8年度	—	—	6,062,004
平成9年度	18,198	—	6,080,202
平成10年度	3,455,565	—	9,535,767
平成11年度	1,110,644	—	10,646,411
平成12年度	626,097	—	11,272,508
平成13年度	3,941,130	—	15,213,638
平成14年度	—	3,169,286	12,044,352
平成15年度	695,883	—	12,740,035
平成16年度	1,374	(注)	12,741,409
平成17年度	—	6,299,915	6,441,494
平成18年度	1,162	(注)	6,442,656
平成19年度	9,076	(注)	6,451,732

(注)この繰入額は経営安定引当預金の利息分である。

(3) 当該委託料は、「郡内地域産業振興センター活性化計画」プロデュース料で、納ネオスベースと契約を結んでいる。この契約は、基本計画書、活性化検討会議への参加、資料作成などを成果物としているが、その多くの役務の提供が平成20年度に入ってから提供をうけている。平成20年度の経費として計上すべきである。

その概要は、下記のとおりである。

- (概要)  
 会議の開催状況  
 第1回活性化検討会議 平成20年3月6日  
 ↓  
 第4回活性化検討会議 平成20年10月8日  
 基本企画書交付(日付) 平成20年7月12日

(財)山梨県都内地域地場産業振興センター

11 - (4)

- (1) 固定資産について、過去棚卸を行っていないため、実際にはないものが計上されていた。従って、棚卸を行い現物が無いものについては、固定資産除損を計上する必要がある。また、備品シール等が一部貼付されておらず、固定資産台帳と現物を容易につき合わせる事が困難なものであった。備品管理の徹底を図る意味からも備品シール等を貼付することが必要である。また、固定資産の備品の中に取得価額100,000円未満のものが59件も計上されているので、会計規程において固定資産に計上すべき金額を明確にすべきである。また、建物633百万円(平成4年12月取得)は本来建物と建物附属設備に分けて計上すべきであった。
- (2) 簿外の口座が一つあり、当該口座の利息分4,631円が決算報告書に反映されていなかった。適切に会計処理すべきである。
- (3) 出資金1,000円は、関東自動車共済組合のものであるが、出資証券のコピーのみで、現物が無い。出資証券の現物管理を正しく行うと伴に残高証明書を手に入れることが望ましい。

(1) ①固定資産は、平成2年10月に設立以来棚卸を行っていないため、固定資産台帳上現物があることになっているが、実際にはないものが往査時であった。そこで、器具および備品のみ棚卸を実施した結果、次の備品について現物が存在しなかったため、固定資産除損を計上する必要がある。

名称	取得年月	取得価額	20年3月31日現在の簿価
ｸﾞﾗﾌﾞPWPﾌﾞSR	平成5年3月	329,600円	32,973円
ﾌﾞﾗｯｸｽ	平成10年12月	134,400円	13,446円
ﾌﾗｲﾄﾞｸﾞﾗﾌﾞ14U5	平成5年3月	44,455円	4,448円
ﾌﾗｲﾄﾞｸﾞﾗﾌﾞNUBSS30H	平成5年3月	94,039円	9,408円
ﾄﾞｲﾝ関係NECPOSﾄﾞｲﾝｸﾞ	平成5年3月	9,500,000円	950,322円
ﾊﾞｯﾁPC-9801BX/V6	平成5年3月	570,208円	57,042円
ﾊﾞｯﾁﾌﾞｲﾝｸﾞ増設(NEC)	平成6年3月	65,405円	6,544円
ﾊﾞｯﾁの装置(ﾌﾟﾛ)	平成6年6月	27,295円	3,999円
合計		10,765,402円	1,078,182円

②備品シール等を現物に貼付していないため現物管理が出来ていないので、購入の都度備品シール(固定資産番号、取得年月日、品名等を記載したもの)を貼付して現物管理を徹底すべきである。

③固定資産の備品として計上する額が100,000円未満のものが59件と多いため会計規程で資産として計上すべき金額を明確にすべきである。

④平成4年12月に鉄筋コンクリート2階建を633百万円で取得したが、全額を建物(耐用年数65年)としている。本来建物の中には給排水設備、空調設備などの建物附属設備(耐用年数15年)があるので、区分して計上すべきものがあった。

(2) 簿外の口座は主に県の収入の入る口座であり、次のものである。

名称	金融機関	支店	口座番号
(財)山梨県都内地域地場産業振興センター 副理事長 堀内茂	山梨中央銀行	501	1285735

(3) 関東自動車共済組合に出資した1,000円について、出資証券のコピーはあるが、出資証券の現物が無いので取得時に証券と伴に綴ってしまった可能性もあるので、過去に遡って調査してみることも必要である。

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11- (5)

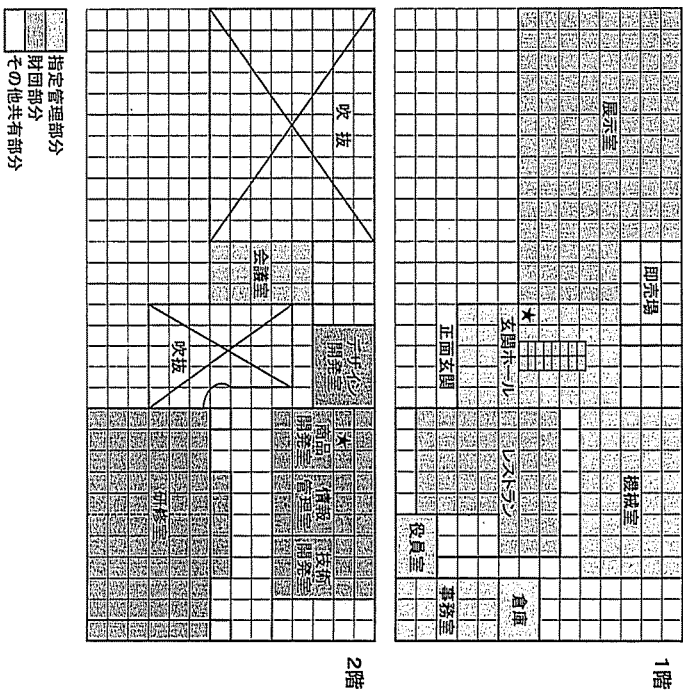
(財)山梨県郡内地域地場産業振興センターの施設利用状況・施設利用料等を改善すべきと考える。

(1) 商品開発室 87 m<sup>2</sup>(26坪)は、当初1時間当たりの施設利用料が平日2,900円、土・日・祭日は3,190円となっていたが、現在は倉庫として利用している。

(2) 玄関ホール(事務所約60坪)は、山梨県と(財)山梨県郡内地域地場産業振興センターの共有部分であり、そこに係る費用については共有持分に依りて負担すべきである。また、そこから得られる手数料収入は共有持分に依りて按分すべきと考える。

(3) (2)以外の共有部分(機械室、事務室、トイレ、倉庫、エレベーター、廊下等)の管理費用については現在当財団が負担しているが、共有持分に依りて当該費用を負担すべきである。

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センターの1階・2階の平面図は次のとおりであり、施設利用状況に問題のある場所は★印で示したところである。



(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター

11- (6)

(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター(以下地場産業センターという。)が山梨県から462,972千円の高度化資金の借入を行い(平成3年～平成5年まで)、現在の地場産業センター建設資金の一部としている。この借入に伴い、山梨県は建物に抵当権を設定しているが、財務諸表の注記に「担保に供している資産」についての記載が行われていない。

担保に供している資産の明細は下記のとおりであり、このとき財務諸表への注記は、次のようになる。

担保に供している資産  
 建物 529,950,036 円 (帳簿価額) は、長期借入金 130,570,000 円の担保に供している。

所在地	構造	床面積	担保の種類	担保権者	所有者
富士吉田市 上吉田 2277 番 3	鉄筋コンクリート造 耐火床 2 階建	2 階部分 495.72 m <sup>2</sup>	抵当権	山梨県	地場産業センター
富士吉田市 上吉田 2277 番 3	鉄筋コンクリート造 耐火床 2 階建	2 階部分 331.70 m <sup>2</sup>	抵当権	山梨県	地場産業センター
富士吉田市 上吉田 2277 番 3	鉄筋コンクリート造 耐火床 2 階建	1 階部分 16.92 m <sup>2</sup>	抵当権	山梨県	地場産業センター 山梨県
富士吉田市 上吉田 2277 番 3	鉄筋コンクリート造 耐火床 2 階建	1 階部分 181.77 m <sup>2</sup>	抵当権	山梨県	地場産業センター 山梨県

(注)上記建物の取得価額は 633,283,768 円で平成 4 年 12 月に事業の用に供したものである。



Fujiはざれアートコンテストは、平成19年度で5回を数える。このコンテスト開催は、当財団とは別の実行委員会が主催となって他団体から補助金を受け事業を行っている。問題点は、

- (1) 当該イベントは実行委員会が主催しているが、その費用支出が財団の費用と一緒に経理されていて区分が不明確である。
- (2) 当該イベントの収入と支出に関しての処理が簿外になっており、また、事業費の不足額を当財団が負担し、印刷製本費という科目で経理処理しているが、寄付金という科目で処理すべきである。
- (3) 事業費の不足額について、実行委員会が他団体に提出している実績報告書がないため支出金額の検証ができない。

Fujiはざれアートコンテストは、ここ毎年開催されて平成19年度で5回を数える。この富士北麓の地は、古くより織維の産地として知られ、現在もネクタイ、服、インテリア用品など、多種多様な布が生み出されていることから、織維産業振興のため、当財団が、この事業を開催している。当財団は、このコンテスト開催にあたり実行委員会を別に組織してこの組織が主催している形になっている。問題は以下のとおりである。

(問題点)

- (1) 内外には、実行委員会が主催ということになっており、その実行委員会が他団体から補助金の交付を受けて当コンテストを実施しているが、実際の事務運営は、当財団職員が実施している。このため、当財団と実行委員会との役割分担が不明確となっている。
- (2) また、これに関して当該イベントの収入と支出に関しての処理は、簿外になっており、事業費の不足額が印刷製本費という勘定科目で処理されている。

印刷製本費という科目は、印刷関連の費用および製本費用の処理科目である。この場合のように事業費の不足額を処理するのではなく、経理処理的に誤りである。

- (3) (1)に関連して仮に、別組織が実施しているとした場合に、実行委員会ですべての資金を当財団が負担しているが、その負担金に関して他団体に実行委員会が提出しているような補助事業実績報告書はない。事業負担額は、488千円(平成19年度実績)であるが、事業費自体は、年間1,694千円(平成19年度実績)と多額に上り、支出金額の検証をすることができないか、もしくは、他組織が経理処理をおこなう形になるので当財団の処理規定がおおぼろげに不明瞭になる可能性がある。

地場産業まつりは当財団が主催しているが、収入および事業費1,044千円がともに決算書の中で処理されず簿外処理されている。従って、収入および事業費全体を決算書に反映する必要がある。一部を除くと経理的な不正につながることもあるため、会計規則に準拠して会計処理すべきである。

- (1) 当財団の事業として、地場産業まつり平成19年9月15日と16日の2日にわたって実施されているが、当該事業費の一部が決算書の中で処理されず簿外処理されている。決算書に計上しているのは、負担金、協賛金、協力金の合計額1,044千円を除いた事業経費2,252千円である。

本来、地場産業まつりは、当財団が主催している事業であるから事業費全体を決算書に載せるべきである。

- (2) (1)の簿外処理された経費について、所定の基準に従って「取引発生の都度証拠となるべき書類にもとづいて会計伝票を発行するもの」とされているがこれに則って処理されていない(会計規則 第8条1)。

地場産業まつり 平成19年度収支決算書

(単位：円)

収入の部	決算額	県事業費報告額	簿外処理された金額
事業費	252,902	252,902	0
需要開拓事業補助金	2,000,000	2,000,000	0
負担金	500,000		500,000
協賛金	270,000		270,000
会場整備費協力金	274,800		274,800
合 計	3,297,702	2,252,902	1,044,800
支出の部			
謝金	350,000	270,000	80,000
会場整備費	1,629,696	1,127,795	501,901
広告宣伝費	237,132	237,132	0
通信運搬費	25,800	25,800	0
雑役務費	126,000	126,000	0
印刷製本費	455,175	455,175	0
教材費	50,804	11,000	39,804
景品代	318,798		318,798
食糧費	104,297		104,297
合 計	3,297,702	2,252,902	1,044,800

(財)山梨県国際交流協会

12- (1)

現金や預金の管理で問題と考えられる事項として次のものがある。

- (1) (財)山梨県国際交流協会互助会名義で普通預金669,122円保管している。この残高は平成14年8月28日以降動きがない。これは、旅行みやげパンフレット手数料等の合計であり、協会の雑収入に計上すべきものである。
- (2) お祝金30,000円をもらったにも関わらず会計処理が行われておらず、また、不明な現金等49,961円がある。また、外貨コイン等が約400枚あり、適切な処理が必要である。
- (3) 簿外の切手・ハガキ等が3,564円ある。また、ビール券2枚もあった。
- (4) 銀行の普通預金口座で取引をしなくなって相当期間経過しているものについて、事故防止のためすべて解約手続をとるべきであり、また、各種団体に返金すべきである。

- (1) (財)山梨県国際交流協会互助会名義で普通預金669,122円保管している。この残高は平成14年8月28日以降動きがない。この口座は、山梨県に行政財産の使用許可を受けずにパンフレットスタンドを設置し、その手数料収入等の過去の累積額である。

名 義	金融機関	支 店	口 座 番 号	残 高	備 考
(財)山梨県国際交流協会互助会 代表 興石順一	山梨中央銀行	257	428300	669,122 円	平成14年8月28日以降取引していない。

- (2) ①約10年前に小佐野××氏より30,000円のお祝金をいただいていたが、会計処理がなされず、②何のお金か不明な現金5,000円、③袋の中に1円・5円が合計1,825円何のお金か不明であり、④自動販売機の釣銭忘れ分490円、⑤ボキソ箱という封筒の中に4,646円、⑥平成19年5月17日の伊語講座で財布の落とし物(38,000円)、⑦外貨紙幣(米ドル、シンガポール)、外貨コイン約400枚、⑧4～5年前のフランスワインソチエの会1,815円について、すべて会計処理がなされず、また、警察への届出・ユニセフへの寄付・団体への返金等、適切な対応がとられていない。

- (3) ビール券2枚(約10年前のもの)、簿外の切手は100円×11枚、200円×4枚、10円×1枚、1円×4枚の合計1,914円、簿外のハガキ33枚×50円=1,650円がある。

- (4) 銀行の普通預金口座で取引をしなくなって相当期間経過しているもの等について、事故防止のためすべて解約手続をとる、また、各種団体に返金すべきである。

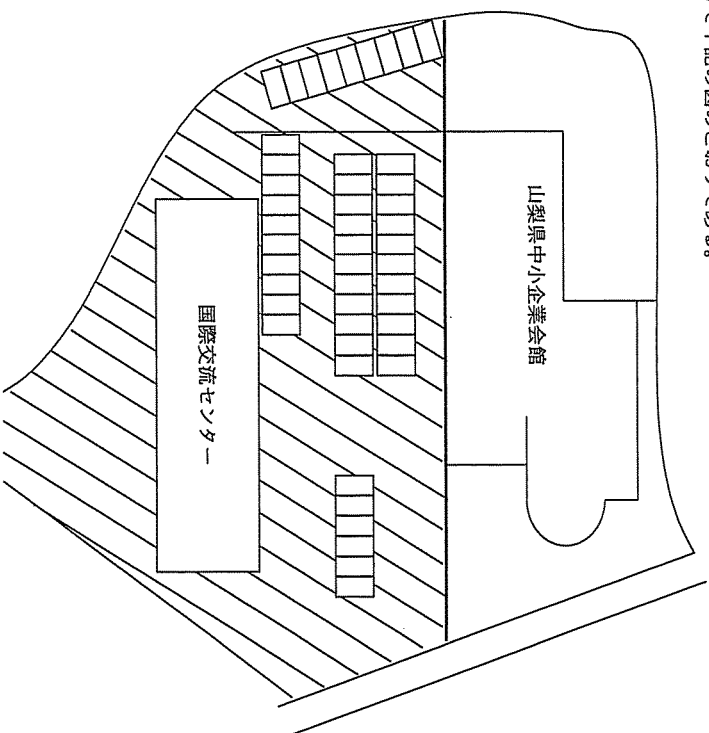
名 義	金融機関	支 店	口 座 番 号	残 高	備 考
(財)山梨県海外協会 会長 望月幸明	山梨中央銀行	県庁支店	464586	684円	平成19年3月2日以降取引ない
(財)山梨県国際交流協会 会長理事 天野建	山梨中央銀行	県庁支店	2703700	0円	平成10年2月5日以降取引ない
(財)山梨県国際交流協会	第一勧業銀行	甲府支店	6438386	0円	平成14年7月1日以降取引ない
山梨県農業拓産基金協会	第一勧業銀行	甲府支店	6373888	0円	平成14年8月22日以降取引ない
フジシロの音楽と踊りと生活の祭典 代表 野沢正人	山梨中央銀行	257	416204	0円	平成9年1月16日以降取引ない
大キソコフイタダ97実行委員会事務局 会長 天野建	山梨中央銀行	257	425023	0円	平成10年7月23日以降取引ない
ハーツ44 代表 米山麻里子	山梨中央銀行	257	400519	332円	平成10年12月10日以降取引ない
ハーツ45 代表 丸山みか	山梨中央銀行	257	383651	0円	平成14年12月2日以降取引ない
日本語教師の会 代表 丸山みか	山梨中央銀行	257	400639	0円	平成10年9月10日以降取引ない
(財)山梨県国際交流協会 会長理事 黒澤幸昭	山梨中央銀行	255	464106	0円	平成15年4月9日以降取引ない

(財)山梨県国際交流協会

12- (2)

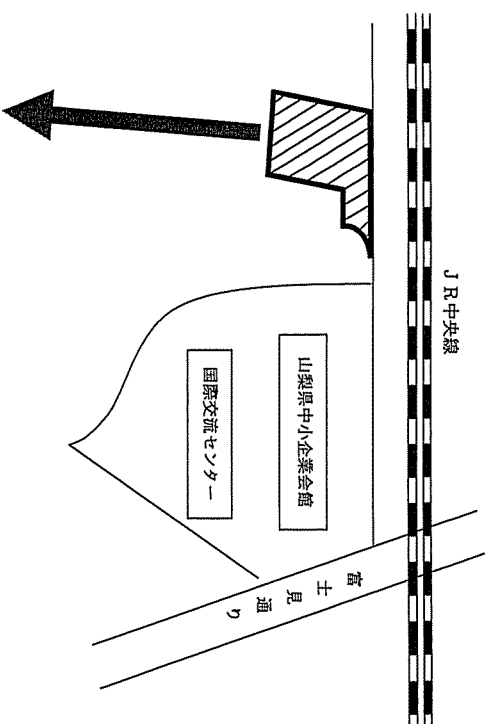
(財)山梨県国際交流協会が賃借している甲府市飯田二丁目1158番地の駐車場は、ほとんど利用されていないため契約期間満了時に解約し、年間支払額2,125,000円について厳しい財政事情の協会の負担を軽減すべきである。

(財)山梨県国際交流協会の現在の場所および使用可能な駐車スペースは、47台分以下記の図のとおりである。

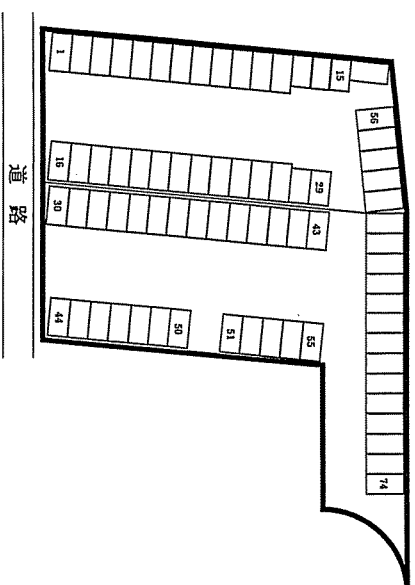


上記以外に(財)山梨県国際交流協会は、山梨県中小企業会館管理組合が借用している下記駐車場について、組合の駐車場賃借料年額の半分を使用料として支払うことになっている。組合との駐車場使用協定書の協定期間は「第4条により平成12年4月1日から平成22年3月31日までとする。」とある。駐車場の所在地は、甲府市飯田二丁目1158番地1、1158番地5および1158番地6である。また、現在(財)山梨県国際交流協会が組合に支払っている年間使用料は2,125,000円である。

組合から協会が借用している駐車場用地は  の部分である。



駐車場を拡大すると、次のように14台分の駐車スペースがある。



(財)山梨県国際交流協会

12- (3)

甲府市飯田二丁目 1158 番地の借用している駐車場は、通常ほとんど(財)山梨県国際交流協会では利用されておらず、使用する場合は国際交流センターでイベントを行い、年に2~3回日曜日に使用する場合があるだけである。日曜日であることから 1 日当たり契約で隣りの中小企業会館に融通してもらうとか、1 日当たり契約で現在借りている駐車場を使用させてもらうとか、それも困難であれば近隣の土地を 1 日当たり契約で随時的に借りることも視野に入れて協会の使用実態に合わせた努力を行うことにより、厳しい財政事情の協会の負担を軽減させることが必要である。

法人税の申告漏れ額は 2,972,000 円と考えられ、法人税等の納付不足額 930,900 円が発生していると思われる。(財)山梨県国際交流協会の法人税の申告については、証紙等特別会計を申告の対象としているが、一般会計の中に収益事業(指定管理者に伴う請負事業等)が含まれており、当該部分は法人税の申告の対象となる。(但し、消費税の申告は指定管理者分も含めた処理が行われていた。)従って、指定管理者の請負事業部分の費用を再確認のうえ、適切な法人税申告に努めることが必要である。また、平成 19 年度に消費税の課税売上が 50 百万円を超えたため、平成 21 年度からは簡易課税ではなく、原則課税になるので留意する必要がある。

(財)山梨県国際交流協会の法人税の申告対象が証紙等特別会計のみであり、一般会計の収益事業(請負業 法人税法施行令 5 条 1 項 10 号)の部分が除かれている。概要を示せば、次のとおりである。

証紙等特別会計	一般会計の請負事業等
収益 ㉑ 191,747,662 円	収益 ㉒ ( 円)
費用 ㉓ 191,042,682 円	費用 ㉔ ( 円)
㉕ - ㉖ 利益 704,980 円	㉗ ㉘ 利益 (2,972,000 円と考えられる。)

現在の法人税の申告額 ↑

あるべき法人税の申告額 ↑

また、外国語講座など税務上の収益事業(技芸教授業 法人税法施行令 5 条 1 項 30 号)に該当するかの検討も必要である。2,972,000 円の申告漏れと考えると法人税等の納付不足は、次のとおりとなる。

法人税	2,972,000 円 × 22%	=	653,800 円
法人県民税	653,000 円 × 5%	=	32,600 円
法人事業税	2,972,000 円 × 5%	=	148,600 円
法人市民税	653,000 円 × 14.7%	=	95,900 円
合計			930,900 円

一部 400 万円を超える  
税率 7.3%のところがあるが、無損した。

(財)山梨県国際交流協会

12- (4)

平成20年5月22日の理事会第1号議案「平成19年度事業報告の件」において、付議された決算報告書と実際の決算報告書に総額で261,655円の差額が生じていた。実際の決算報告書を基に理事会で審議すべきである。

下記のとおり理事会で誤った事業報告を基に審議した結果承認されてしまった。

貸借対照表  
平成20年3月31日現在

(単位:円)

一般会計	科目	当年度	理事会で承認された決算額	差額
I 資産の部	1. 流動資産			
	現金預金	20,305,309	20,305,309	0
	未収金	1,702,864	1,707,299	-4,435
	切手	98,730	55,140	43,590
	流動資産合計	22,106,903	22,067,748	39,155
	2. 固定資産			
	(1) 基本財産			
	基金預金	1,170,427	1,170,427	0
	定期預金	539,000	539,000	0
	投資有価証券	247,167,500	246,945,000	222,500
基本財産合計	248,876,927	248,654,427	222,500	
(2) 特定資産				
その他固定資産	120,000	120,000	0	
特定資産合計	120,000	120,000	0	
固定資産合計	248,996,927	248,774,427	222,500	
資産合計	271,103,830	270,842,175	261,655	
II 負債の部	1. 流動負債			
	未払金	925,266	1,054,085	-128,819
	預り金	961,707	130,597	831,110
	貸与引当金	2,517,772	2,958,405	-440,633
	退職給付引当金	3,918,169	3,918,169	0
	流動負債合計	8,322,914	8,061,256	261,658
	負債合計	8,322,914	8,061,256	261,658
	III 正味財産の部			
	1. 指定正味財産			
	指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)	262,780,916	262,780,919	-3	
(248,876,927)				
正味財産合計	262,780,916	262,780,919	-3	
負債及び正味財産合計	271,103,830	270,842,175	261,655	

★理事会で付議された数値であるが、実際の決算報告書の数値と差異があるものである。また、この差異について理事会で報告して対応すべきである。

(財)山梨県国際交流協会

12- (5)

(財)山梨県国際交流協会は、基本財産として国債・地方債等を満期保有目的で取得している。この国債・地方債等を時価で評価して平成19年度に基本財産評価損2,471,500円計上しているが、公益法人会計基準では満期保有目的の債券については、評価損益を計上しないことになっていたので修正する必要がある。

(財)山梨県国際交流協会が基本財産として、満期保有目的で取得している国債・地方債の取得価額および平成20年3月31日の時価は、次のとおりである。

銘柄	取得価額	時価	評価損益
第30回共同発行市場地方債	99,250,000	101,730,000	2,480,000
福島県平成18年度第2回公募公債	99,700,000	101,560,000	1,860,000
利付国庫債券250回	50,095,000	49,345,000	▲750,000
合計	249,045,000	252,635,000	3,590,000

上記の評価益3,590,000円であるが、誤って平成19年9月末の時価を採用したため評価損2,471,500円を基本財産評価損として、正味財産増減計算書の経常外費用として計上している。下記公益法人会計基準注解除のとおり満期保有目的の債券は、取得価額で評価する。そこで評価損益が発生している場合、財務諸表の注記でどの程度の評価損益が発生しているかを開示することが要求されている。

公益法人会計基準注解除(注8)

満期保有目的の債券並びに子会社株式会社及び関連会社株式以外の有価証券について、満期保有目的の債券並びに子会社株式会社及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は当期の正味財産増減額として処理するものとする。

財務諸表の注記(公益法人会計基準様式9)において「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を記載することになっている。様式を示せば、次のとおりである。

科目	帳簿価額	時価	評価損益
国債	××	××	××
××	××	××	××
合計	××	××	××

従って、公益法人会計基準に準拠して平成20年度の決算修正として次の会計処理を行い、経常外収益に計上し同額について基本財産を増加する必要がある。

(財)山梨県国際交流協会

12- (6)

取得価額 249,045,000 円－貸借対照表計上額 246,945,000 円＝2,100,000 円	
(借方)	(貸方)
基本財産(投資者価証券) 2,100,000 円	前期損益修正益 2,100,000 円

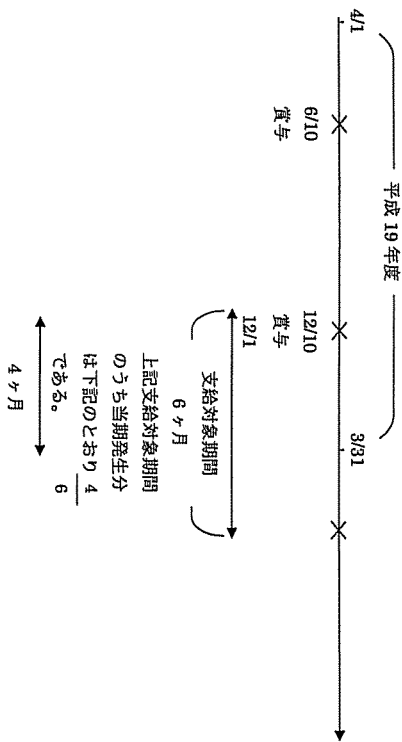
(注)上記とは別に有価証券について、公益法人会計基準は、取得価額と額面金額の差額を償却原価法で評価することになっている。

(財)山梨県国際交流協会

12- (6)

(1)賞与引当金の会計上の考え方が誤っており、平成 20 年 3 月 31 日現在 694,377 円過大に計上されている。(これは損金として計上されたいため、税務計算上の調整が必要と考えられる。)  
 (2)退職給付引当金について、2名の勤続年数をそれぞれ1年少なく計算したため支給率の適用を誤り 336,761 円過少に計上されていた。(これも税務計算上の調整が必要と考える。)

(1)賞与引当金は賞与の支給対象期間のうち当期事業年度発生分について、過去の支給状況・当期の支給見込額を基に適正な期間損益計算の観点から計上される。(財)山梨県国際交流協会の場合、過去の支給状況から計算すると次のようになる。



前一年間の賞与を基に賞与引当金の概算額を計算すると次のようになる。

6/10 賞与 2,865,223 円 ÷ 5 名 = 573,045 円	合計	1,132,015 円
12/10 賞与 3,353,821 円 ÷ 6 名 = 558,970 円		
1,132,015 円 × 4 / 12 = 377,338 円		
377,338 円 × 期末在籍人員 6 名 = 2,264,028 円		
法人の賞与引当金計上額 ㉑		2,958,405 円
あるべき賞与引当金計上額 ㉒		2,264,028 円
㉑ - ㉒ =		694,377 円

(財)山梨県国際交流協会

12-(7)

農業移住者等に係る債務保証事業を行うため農業拓殖基金特別会計を設け、現金・預金、出資金の資産を24,816,541円保有しているが、昭和56年以来27年間全く債務保証事業が行われていない。当該特別会計および当該事業は既に役目を終っているため廃止すべきである。

農業移住者等に係る債務保証事業は、全国的に見てもほとんど廃止されており、逆に残っている都道府県は7都道府県であり、次のとおりである。

債務保証残高

県名	平成18年度末		平成19年度中		平成19年度中		平成19年度末	
	保証件数・残高 件 千円	保証件数・保証額 件 千円	償還件数・償還額 件 千円	保証件数・残高 件 千円	償還件数・償還額 件 千円	保証件数・残高 件 千円	保証件数・残高 件 千円	
秋田	1	7,200			1,800	1	5,400	
栃木	1	2,130			710	1	1,420	
長野	1	9,000			2,250	1	6,750	
福井	1	3,200			800	1	2,400	
沖縄	2	6,500			1,750	2	4,750	
東京	4	36,000			19,500	4	16,500	
静岡	2	15,420			5,140	2	10,280	
合計	12	79,450			31,950	12	47,500	

山梨県の場合、農業移住者等に係る債務保証残高は、昭和56年でゼロとなり、それ以降ゼロが続いている。

農業拓殖基金特別会計の資産は、現金・預金と出資金であり、このうち出資金5,000,000円は社団法人中央農業拓殖基金協会に対するものであり、当該団体の事業報告書を見る限り財政状態には現状では問題はなく、出資金の払戻しを請求すれば金額確実に戻ると思われる。19年度の決算書の中でもどこかの県で出資金の払戻5,000,000円を受けているのがわかる。

(2)退職給付引当金については、2名分の勤続年数を双方とも1年間うつ短く算定したため支給率に差が発生し、引当金の計上不足が発生していた。

氏名	貰った支給率 ×給料月額	法人計上の 退職給付引当金	正しい支給率 ×給料月額	正しい退職 給付引当金
A	13.3×237,200	3,150,016	14.16×237,200	3,358,752
B	4.5×170,700	768,150	5.25×170,700	896,175
		③3,918,166		④4,254,927

②-①=336,761円現状の決算報告書の数値は過少となっている。

(注1) 法人の退職給付引当金の計算は上記のとおり3,918,166円であるが、決算報告書に反映されている額は、3,918,169円で差額3円となっている。

(注2) 決算報告書の貸借対照表「財務諸表の注記」にある退職給与引当金の科目は、正しくは退職給付引当金である。

(財)国際交流協会

12- (8)

(財)国際交流協会

12- (9)

海外県人会等支援について、次の問題点がある。  
 ①事業費補助として補助金を交付しているが、フラジル県人会のみ事業費に  
 対して100%補助となっており、他の県人会との間に著しい補助率の差が生じて  
 いる。

②事業実績報告書には、支出内訳のわかる領収書、事業実績の証拠写真、参  
 加者名簿の添付を義務付けているが、上記3県人会とも、写真のみの添付で領  
 収書の添付は一つもない。

③為替換算リスクがあるが、補助金額を算定するに当たり、それをどの時点  
 で捉えもしくは認識すべきが曖昧になっている。

県人会名	会長名	補助金額	事業費実績額(※)	事業費・補助率
		円	円	%
フラジル山梨県人会	高野隼人	800,000	800,000	100%
ペルー山梨親睦会	植田エリナス	160,000	84,485	18%
メキシコ山梨県人会	清水フェルナンド	100,000	575,000	17%
		1,060,000	2,259,485	47%

※：事業費実績額は、2007年度 事業実績報告書による事業費実績額。

(改善策)

①について

フラジル県人会の事業計画書及び実績報告書は、補助金額相当の内容であり、  
 補助対象の全てではない。これに対して他の2県人会においては、実態に即し  
 た計画書及び報告書が提出されており、結果的に17から18%の補助となっ  
 ている。他の県人会と同様に、フラジル県人会からも実態に即した事業計画書及  
 び実績報告書を提出させるべきである。

②について

当該県人会に対する補助金は、同額を山梨県から事業費補助金として当財団  
 が交付を受けている(平成19年度海外県人会等活動促進事業費補助金交付申請  
 書)。これを踏まえ、次の改善が望まれる。

すべての県人会に関して、その内容が補助金の目的に照らし合せて支出され  
 ているかを検証する必要があるため、その内容を証明する領収書の添付が必要  
 である(この点、フラジルに関して、改めて領収書の徴求を依頼したところ  
 領収書の提出を受けた)。

③について

事業費補助の趣旨からして、相手の県人会に現地通貨でいくら補助されるか  
 が重要となるため、現地通貨額を送金日のレートで換算した相応の金額を算定  
 すべきである。

会議室利用料と宿泊者利用料の管理について内部統制上改善の余地がある。  
 山梨県の施設である山梨県国際交流センターには、留学生等を対象とした宿  
 泊施設と会議室がある。その利用料金及び宿泊料金の収受管理について、当財  
 団法人国際交流協会(以下「当財団」という)は、事務委託を受けている。そ  
 の利用料金及び宿泊料金の一部は、現金で収受するが、その管理履歴に内部率  
 制上改良の余地がある。

①現金収受時の現金領収書の書き損じの処理。

(問題点)

現金領収書は、一枚一枚ナンバリングしてあるが、その記載を書き損じた場  
 合には、領収書3枚(領収書正1枚、控2枚)をホッチキス止めして、二重線  
 で無効にしているのみである。でもこの方法だと、本当は無効でなかったもの  
 を無効処理して、現金事故(不正)を起こすことが可能となる。

(改善策)

上記の現金事故を防ぐためには、書き損じた領収書については、その理由と  
 当該事実を第三者に確認してもらうシステムにすべきである。

②収入徴収原簿(第1号様式<第8条関係>)と会議室利用状況表との照合。

(問題点)

現在、収入徴収原簿には、現金収受した現金について調定通知書の調定額と  
 調定番号および収入年月日を記載しているが、この方法だと現金収受された利  
 用料金等が網羅的に計上されているかが不明確である。

(改善策)

網羅的に現金収受額が計上されていることを確認するために会議室利用状況  
 (表)に利用状況と照合できる形で現金収受額を記載し、その金額と収入徴収  
 原簿の記載とを管理者が検証するシステムにすべきである。



(財)山梨県農業振興公社の寄附行為(定款)の規定において、出資金の返還条項が定められ出資金507百万円を返還することができることになっている。しかし、行政実例によると公益法人に対して出捐された財産は、公益目的に供するため返還されないことを前提としたものであり、出資額の払戻しはできないと解されている。従って、当該団体の寄附行為(定款)の規定を改正することが必要である。

(財)山梨県農業振興公社には、定款の規定上出資者(山梨県3億円、市町村1億円、JAI億円)に返還できる農業後継者育成基金が5億円存在する。第23条は農業後継者育成基金についての規定である。

(育成基金の返還)  
 第23条 公社は、育成基金のうち育成基金の造成に充ててることを指定して出資された財産については、出資者の請求に応じて、その全部または一部の返還をすることができるものとする。  
 2 公益法人の解散により育成基金に充当することを指定された財産を受け入れた場合において、当該公益法人の定款又は寄附行為に出資した者への返還規定があるときは、当該出資をした者が公社に出資したものとみなし、前項の規定を適用する。

しかし、行政実例の出資金に対する見解は次のとおりである。

- ① 「いかなる場合においても解散した社団法人の残余財産を社員に分配することは、公益法人の性質上許されない」(昭和29・3・24民事甲第526号法務省民事局長回答)
- ② 「社団法人はその定款で、(1)社員は負担金のほか出資をなすべき旨を定めることは差し支えないが、(2)社員は当該法人の同意を得て持分を譲渡できる旨、(3)社員は脱退した場合社員は払込済出資額を限度として持分の払い戻しを受ける旨、(4)解散した場合社員は払込済出資額を限度として残余財産から持分の払い戻しを受ける旨、を定めることは妥当ではない」(昭和41・12・20民事四発第718号法務省民事局長第四課長回答)
- ③ 「社団法人の残余財産を社員に分配する旨の定款の規定は、無効である」(昭和47・9・12民事四発第196号法務省民事局長第四課長回答)

上記のとおり公益法人は営利を目的とせず、かつ、積極的に公益に関する事業を行うことを目的とする団体のみに法人格を付与している。従って、公益法人に出捐された財産は公益目的に供するため、返還されないことを前提とした一種の寄付であるため、出資者に対しては出資の払戻しは困難と解される。社団法人のうち事業型の法人(例えば畜産関係団体)の場合、定款において

会員の資格要件として出資を求めているものがある。例えば「会員は出資一口以上を有しなければならぬ」というような場合である。この場合には、会員が当該法人を脱退したとき、あるいは当該法人が解散したとき、その債務を弁済し、なお、残余財産があるときはその出資を限度として出資会員に対し出資金の払戻しを認めている例が多い。しかし、民法では公益法人で会員が出資金の返還を受けることは認められないと解するのが、上記行政実例等から一般的と考えられる。(参考文庫) 農林省「公益法人の統廃合に伴う出資金等の取扱い」月刊公益法人Vol.58 No.4 2005

農業後継者育成基金(507百万円)出資者一覧表

(単位:円)

出資者	出資額	出資者	出資額
山梨県	300,000,000	丹波山村	355,000
<市町村>		<農業団体 果組織>	
甲府市	8,389,000	JA 農業会議	100,000
富士吉田市	3,520,000	JA 中央会	100,000
都留市	4,040,000	JA 信連	25,000,000
山梨市	8,955,000	JA 全農やまなし	17,000,000
大月市	4,130,000	JA 共済連山梨	18,000,000
韮崎市	7,180,000	JA 厚生連	100,000
南アズマス市	7,815,000	県農業共済連	500,000
北社市	8,692,000	県畜産会	300,000
甲斐市	4,543,000	果酪連	600,000
笛吹市	8,242,000	<農業団体 農業協同組合>	
上野原市	3,350,000	北富士	770,000
甲州市	8,621,000	美富士	2,460,000
中央市	2,456,000	鳴沢村	350,000
市川三郷町	3,127,000	クレイン	3,330,000
増穂町	1,746,000	フルーツ山梨	5,840,000
敏沢町	763,000	笛吹	4,370,000
早川町	715,000	西八代	1,980,000
身延町	3,823,000	富士豊茂	160,000
南部町	2,077,000	ふじかわ	4,180,000
昭和町	1,026,000	中巨摩東部	1,890,000
道志村	546,000	巨摩野	4,080,000
西桂町	619,000	甲府市	2,600,000
忍野村	882,000	梨北	6,800,000
山中湖村	619,000	合計	500,510,000
鳴沢村	475,000	上記の他、拠出金及び寄付金	6,000,000円
富士河口湖町	2,915,000	開拓者子弟育成基金	601,000円
小菅村	379,000	4件の寄付金	

(財)山梨県農業振興公社

13- (2)

旧敷島町の平成11年度土地の売渡による売却損14,545千円のうち平成11年度に売却損5,639千円を用地価格変動積立金(預金)を取崩して穴埋めしたため、会計上は土地売却損が計上されていない。また、残り8,906千円は未処理のまま現在に至っている。本来は差損を用地価格変動等準備金で全額処理するべきであったが、これ以外にも長期保有農地を抱える中で地価動向が不透明であったため公社の経営面からある程度の準備金を確保しておく必要があったとは言え、売却損を約10年未処理のまま決算報告書を作成していた。今後このようなことはやめるべきである。

平成20年度において、未処理の売却損に伴う会計処理を行い、今後は未処理の会計処理がないようにすべきである。

平成11年度に売渡した旧敷島町の土地の明細および売却損は、次のとおりである。

土地の表示 市町村 大字	地目 (公簿)	地積 (㎡)	買入価格		金利	減額	売渡対価(円) D=(A+B+C)
			単価(円)	対価A(円)			
敷島町 下菅沢	畑	3,001	2,800	8,402,800	3,992,774	-6,453,614	5,881,960
敷島町 下菅沢	畑	631	2,800	1,766,800	826,918	-1,356,958	1,236,760
敷島町 上菅沢	畑	261	2,800	730,800	342,037	-561,277	511,560
敷島町 上菅沢	畑	1,242	3,600	4,471,200	2,154,479	-3,495,839	3,129,840
敷島町 上菅沢	畑	951	3,600	3,423,600	1,649,586	-2,676,766	2,396,520
		6,086		18,795,200	8,905,894	-14,544,454	13,156,640

平成11年度に旧敷島町の土地の売渡による本来あるべき会計処理は、次のとおりである。

	現金預金	13,156,640	用地売却	13,156,640
現金預金	14,544,454	用地価格変動等積立金	14,544,454	
現金預金	14,544,454	用地価格変動等準備金取崩収入	14,544,454	
長期借入金返済	27,701,094	現金預金	27,701,094	
用地減少	27,701,094	用地	27,701,094	

下記の会計処理を行ったのが実態である。

平成11年度の会計処理は、次のとおりである。

現金預金(注)	13,156,640	用地売却	13,156,640
現金預金	5,638,560	用地価格変動等積立金	5,638,560
現金預金	5,638,560	用地価格変動等準備金取崩収入	5,638,560
長期借入金返済	18,795,200	現金預金	18,795,200
用地減少	27,701,094	用地	27,701,094

(注)実際の入金は、平成12年4月10日である。

従って、未処理の会計処理は下記のとおりとなる。

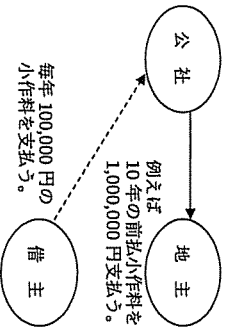
現金預金	8,905,894	用地価格変動等積立金	8,905,894
現金預金	8,905,894	用地価格変動等準備金取崩収入	8,905,894
長期借入金返済	8,905,894	現金預金	8,905,894

「重要な会計方針」の引当金 ①賃貸借事業推進積立金 ②用地価格変動等準備金 ③就農支援資金免除引当金の計上基準がいまいであり、毎決算期に正しく計算されているとは認めがたい。

法人の「引当金の計上基準」は下記のとおりとなっている。

1. 賃貸借事業推進積立金 (653,970 円)  
農地保有合理化事業実施規程第 16 条第 2 項の規定に基づき、前払小作料の 1%に相当する額を計上している。
2. 用地価格変動等準備金 (17,664,592 円)  
公社が買い入れた農地等が売却時において経済情勢等の変動により損失が発生したとき及び災害により損失が発生したとき、並びにその他公社運営上必要なときに補填する財源として計上している。
3. 就農支援資金免除引当金 (2,006,157 円)  
引当金の計上基準の記載はない。

1. 賃貸借事業推進積立金の概要は次のとおりである。



※借主の所得が 20%減少したときは、借主は公社に対して減額請求してくることが、公社は地主には差額を請求できないため積立金を計上するのである。

賃貸借事業推進積立金は、後述の「農地保有合理化促進事業関係引当金等処理基準」の改正通知によれば、まず科目を「小作料減額引当金」とし、引当金の額は、小作料減額請求による損失に備えるため小作料債権額に過去の減額請求率を乗じることになるが、その場合公社では、ほとんどゼロとなるため計上の必要性がない。また、昭和 58 年 11 月 1 日制定の財団法人山梨県農業振興公社農地等賃貸借事業推進積立金運用規程も見直すべきである。

賃貸借事業が終了しているものについては、賃貸借期間中に積み立てられた積立金がそのまま残っている。また、当該積立金の対象となるべき賃貸借事業の一部で積立金を徴収していないものがあり、実績と 147,429 円乖離していた。

平成 19 年度末の積立金の計上額は、653,970 円であるが、計算ミスにより 18,217 円の計上漏れが認められ、実際は 672,187 円となる。

2. 用地価格変動等準備金は、寄付行為第 18 条を援用して運用益に余剰が生じたときに計上している。

しかし、後述の「農地保有合理化推進事業関係引当金等処理基準」の改正通知によれば、まず科目を「合理化事業用地損失引当金」とし、引当金の額は、農地保有合理化事業により保有する農地等の時価が取得価額(簿価)より下落したときに、回復する見込みがあると認められる場合を除き、取得価額と時価との差額を計上するものとする。

従って、現状の考え方を修正し、引当金を計上基準に従って計上すべきである。また、公社の平成 6 年 4 月 1 日に制定している「財団法人山梨県農業振興公社用地価格変動等準備金処分規程」の見直しもあわせて行う必要がある。

合理化事業用地損失引当金は評価性引当金であるため、貸借対照表においては負債の部ではなく合理化事業用地(資産)の控除項目として表示する。

3. 就農支援資金免除引当金は、現状の就農支援資金貸付償還免除規程に基づく最終償還年度の償還金額の一部(10%以内)を免除することになっているため、引当金を計上しているものである。従って、今後計上するのであれば引当金の計上基準を明確にして現在過大となっている金額は取崩す必要がある。

4. 上記とは別に貸倒引当金の計上が現状ないので、貸倒引当金について計上を検討すべきである。

引当金の取り扱いについては、平成 14 年 12 月 10 日に(社)全国農地保有合理化協会会長名で、都道府県農業公社代表者宛に「農地保有合理化推進事業関係引当金等処理基準」の改正通知が送られている。

改正内容の概要は次のとおりである。

(1) 貸借対照表に表示する引当金は、合理化事業用地損失引当金、貸倒引当金、小作料減額引当金とする。

(2) 合理化事業用地損失引当金は、農地保有合理化事業により保有する農地等の時価が取得価額(簿価)より下落したときに、回復する見込みがあると認められる場合を除き、取得価額と時価との差額を計上するものとする。  
なお、時価の算定に当たっては、当分の間、倍率方式によるほか、既存の統計資料、調査資料等に基づき算定する簡易法を採用することができるものとする。

(財)山梨県農業振興公社

13- (4)

(3) 貸倒引当金は、農地保有合理化事業その他の関係事業の実施により保有する債権額に過去の貸倒率を乗じて算定する方法、債権ごとに個別に貸倒の可能性及び金額を見積もり算定する方法又はこれらを組み合わせる方法により算定して得た金額を計上するものとする。

(4) 小作料減額引当金は、農地保有合理化事業の実施の結果発生する小作料減額請求による損失に備えるため、同事業の実施により保有する小作料債権額に過去の減額請求率を乗じて得た額を計上するものとする。

(5) 公社は、引当金を設定する場合、個別又は包括的引当金取扱要領を制定するか、又は経理規程等の中に規定を盛り込むことにより、すべての引当金についての取扱い方法を規定するものとする。

(6) 改正後の引当基準を適用する時点において、過去に計上した引当金については、(2) から (4) により整理した後、なお残余がある場合は、正味財産に繰り入れるものとする。

商業法人登記の登記簿謄本において、登記事項の「資産の総額」が登記簿上300万円と登記されているが、実際は664,283,067円である。役員の変更時にあわせて、「資産の総額」の登記の修正を行うべきであったが、平成20年12月1日以降特別財団法人・特別社団法人については、「資産の総額」について撤廃抹消されることとなった。

(1) 農用地 4,702 万円を購入した時には、本来土地が増えて預金が増えるだけであるが、公社ではさらに購入額について農地保有合理化事業費、農地保有合理化事業収益をそれぞれ 4,702 万円計上している。農地保有合理化事業で土地を購入しているため、事業活動量として分かるように計上していたものであるが、その結果、購入時の費用・収益が二重計上となっているため、会計上わかりづらくなっている。購入時の費用・収益の計上はやめるべきである。

(2) 受託事業費の詳細な原価計算が行われていないので、詳細な原価計算を行う必要がある。

(1) 一般会計正味財産増減計算書の用地売却収益 (合理化事業収益) の項目の中で用地等原価 4,702 万円、合理化事業費の用地買入費 4,702 万円が表示されている。  
これは農用地の売買の時、以下の仕訳を行っているため、当期に購入した農用地原価が同建計上されてしまう。

購入時

借方		貸方	
① 合理化事業費 (用地買入費)	× × × ×	預金	× × × ×
② 合理化用地	× × × ×	合理化事業収益 (用地等原価)	× × × ×

売却時

借方		貸方	
③ 預金	× × × ×	合理化事業収益	× × × ×
④ 合理化事業費 (用地等売却原価)	× × × ×	合理化用地	× × × ×

売却時はこの処理が良いが、購入時には以下の仕訳のみにするべきである。

購入時

借方		貸方	
① 合理化用地	× × × ×	預金	× × × ×

(2) 当公社では、土地改良事業に関する工事積算業務を主に受託しており、その収益及び費用は、それぞれ「受託事業収益」と「受託事業費」に計上されている。平成19年度については、受託事業収益、受託事業費ともに13,577,178円が計上されていたため、受託事業費の原価の集計方法について確認したところ、直接業務を行っている職員の人件費、直接費について

集計されているものの、間接人件費、間接経費については、19年度に事務所建物の改修工事に伴う仮事務所への移転や改修後の新規契約、更には7月に新たに山梨県就農支援センターを併設したこと等から、実績の調査中であり、按分基準はまだないとのことであった。また、直接業務を行った職員の人件費についても業務従事日数の記録はあるものの、作業時間等に基つた集計がされていなかった。

間接経費については、合理的な按分基準を早急に定め、毎期継続して適用すべきであり、直接人件費についてはより詳細な日報等により、作業時間と単価により実際の原価を把握すべきである。

就農支援資金貸付事業会計において、山梨県から無利息で81,794,000円(平成20年3月31日現在)を借りて青年等の新規就農を促進するために、就農に必要な資金を無利子で貸付している。これまで延べ1億円余りの資金貸付の実績があるが、最近の貸付状況は平成18年度1件、19年度は0件となっている。平成19年度未現在の貸付残額は40,042,000円、残りの41,752,000円は、貸付け準備金として普通預金に預けられている。貸付件数が減少している理由は様々な要因が考えられると思うが、資金のPRや貸付条件の緩和等、無利子資金が有効に活用されるよう努めるべきである。

就農支援資金の原資は山梨県より平成7年度3,000万円、平成8年度3,000万円、平成9年度3,000万円を借り受け、平成18年度4月30日から返済が始まり、平成19年度までに8,206,000円を返済したため90,000,000円-8,206,000円=81,794,000円の借入残となっている。

(単位：千円)

平成7年度就農支援資金借入	平成8年度就農支援資金借入	平成9年度就農支援資金借入	計
償還年月日	償還年月日	償還年月日	償還年月日
H18.4.30	1,377		H18.4.30
H18.10.31	1,363		H18.10.31
H19.4.30	1,363	1,377	H19.4.30
H19.10.31	1,363	1,363	H19.10.31
H20.4.30	1,363	1,363	H20.4.30
H20.10.31	1,363	1,363	H20.10.31
H28.10.31			H28.10.31
	H29.10.31		H29.10.31
		H30.10.31	H30.10.31
計	30,000	計	計
		30,000	計
			90,000

借入額 90,000千円 - ①の合計 8,206,000円 = 81,794千円(平成20年3月31日残高)

就農支援資金貸付状況は、次のとおりである。

一方、公社のこれまでの貸付額は100,407,000円、借入者からの償還額は56,231,000円、回償遅延滞額は4,134,000円で、貸付残額は40,042,000円である。

(単位：千円)

年度	貸付日	借受者	貸付金額	既償還額	償還延滞額	貸付残額
H7	H8.3.21	1	1,800	822	0	987
H7	H8.3.21	2	1,800	822	0	987
々		々	々	々	々	々
H18	H19.2.21	75	687	0	0	687
		75	100,407	56,231	4,134	40,042

就農支援資金の延滞額は 4,134 千円あり、償還金の延滞に係る違約金については、「就農支援資金借付証書特約条項」第5条で次のように定められている。

(違約金)  
 第5条 債務者は、償還期限又は一時償還を要求された場合の公指指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払の日まで支払うべき金額に対し、12.25%の割合で計算した違約金を公指に支払う。

償還金延滞に係る平成19年度末の違約金未収額は 948,200 円となるが、計上されていた額は 822,573 円であった。原因は、平成17年度以前の違約金未収額 625,627 円の計上がされていないからで、今後この分の違約金も未収金として計上すべきである。

(財)山梨県農業振興公社

13- (6)

長期保有農地 13 件 (帳簿価額 74,038,013 円) について 3 度の公募売渡しを実施するも売却できない。このため評価額の見直しを行い (平成20年度評価額は 52,909,197 円)、売却促進を必要とする必要がある。

現在、農林水産省の「農地保有合理化緊急売却促進事業実施要領」で公指が農地を売却した時の売却損については、約2割の助成金が支給されるため、助成期間 (平成22年度まで) を有効に活用すべきと思われる。

長期保有農地 13 件の明細は下記のとおりである。

長期保有農地の処分状況

買入年度	物件名	面積	買入原価	金利	簿価	平成17年度		平成20年度	規定	実質
						評価額	評価損			
平成	富士河口湖町 富士ヶ原①	12,007.02	16,786,600	10,472,414	29,208,914	12,007,020	△17,201,894	★ 4,850,836	6,297,605	△1,898,579
3年度	富士河口湖町 富士ヶ原②	9,904.00	16,274,640	7,788,262	24,032,902	9,904,000	△14,228,902	★ 3,960,816	4,325,922	△1,517,262
4年度	西原 早妻帯巻草子	2,718.00	24,674,925	10,889,732	35,964,657	11,448,216	△24,116,441	★ 2,930,004	6,401,638	△2,116,574
5年度	南7ヶノズ市 有野字中	236.00	4,283,400	2,908,029	6,991,429	286,000	△6,355,629	503,980	1,186,457	1,464,317
5年度	山梨県南都賀郡 山梨町南字 長塚	597.00	3,600,000	1,843,121	5,443,121	361,000	△5,082,121	378,488	979,762	997,280
6年度	山梨県南都賀郡 南7ヶノズ市 上野	1,001.00	7,507,500	3,994,636	10,972,036	1,001,000	△9,971,036	1,382,381	1,956,966	2,338,347
8年度	南7ヶノズ市 有野字前倉	793.00	5,997,459	1,421,652	7,419,111	1,919,060	△5,500,051	★ 946,265	1,339,440	62,575
10年度	上野地 早妻帯巻草子 西目保	662.00	8,370,654	392,280	9,262,934	8,977,905	△285,029	8,977,905	—	—
11年度	南7ヶノズ市 有野字前山町 字小平	1,169.00	1,977,307	51,002	2,028,309	1,546,700	△482,609	1,117,660	365,066	△82,344
11年度	南7ヶノズ市 有野字前倉 字三ツ所	3,219.00	19,507,140	5,882	19,513,022	8,399,400	△11,143,622	14,231,199	3,512,344	9,374,143
12年度	山梨県南都賀郡 南7ヶノズ市 有野字前山町 字三ツ所	613.00	2,000,219	603	2,000,822	1,632,500	△368,322	877,687	360,148	△314,765
合計		42,402.29	130,093,852	39,095,100	178,134,452	74,038,013	△104,096,439	62,999,197	271,680,006	6,040,190

★印は平成17年度の評価替え後さらに50%以上土地価額が下落しているものである

(財)山梨県農業振興公社

13- (7)

- (1) 固定資産のうち車両運搬具について、現在2台保有しているが、貸借対照表上に計上されているものは1台だけである。また、工具器具備品について、現状計上されているものは5件であるが、現在はすべて存在しないため固定資産売却損を計上すべきである。
- (2) 農地の売買代金の収入行為が884万円について、決裁規程では専務理事決裁であるが、課長、参事、事務局長までの承認であったので決裁規程に準拠して対応すべきである。

- (1) 車両運搬具については、平成8年度補助事業で、195万円程でウイングロードを購入したが、資産計上が漏れていた。  
 会社の会計規程には、いくら以上のもを資産計上するかが明確になっていないので、改善しておく必要がある。少なくとも195万円以上のもを全額費用処理してしまうことは内部統制上望ましくない。

工具器具備品は下記のもが固定資産として計上されていたが、現状はすべて存在しないものである。また、金額が10万円未満なので、できれば購入時に消耗品費として計上しても問題ないものである。

取得年月日	摘要	取得価額	帳簿価額
1 昭和49年11月	フレイリソングキヤビネット	22,000	880
2 昭和49年11月	回転椅子	12,000	480
3 昭和56年6月	スチール書庫	19,000	760
4 昭和56年6月	スチール書庫	10,000	400
5 昭和55年6月	衣接ロッカー	61,100	2,444
		124,100	4,964

- (2) 農用地の売買代金の収入行為について、決裁規程に準拠していないものがあつた。  
 決裁規程第4条(4)に「金額500万円以上2,000万円未満の収入及び支出負担行為の決定に関すること」は専務理事の専決事項となつているが、884万円の土地売却収入行為について専務理事の決裁なし(課長、参事、事務局長までの承認はあり。)に実行されていた。

(財)山梨県農業振興公社

13- (8)

山梨県の耕作放棄率は、14.7% (平成17年度農林業センサス)と全国2位の高い水準となつている。  
 近年、農家の担い手の減少や高齢化等により、耕作放棄地が増加しており、病害虫の発生や有害鳥獣の繁殖など農業生産への影響はもとより、農村景観の悪化など、様々な問題を引き起こしている。  
 今後、(財)山梨県農業振興公社は、県内耕作放棄地解消のため、農地保有合理化や担い手対策等の機能を活用し、県、市町村及び農業団体等と一体的に実効性のある対策を実施していく必要がある。

耕作放棄地の現状と今後の目標  
 山梨県の2005年における耕作放棄率は14.7%と全国2位の高い水準となつている。

耕作放棄地	3,252ha ÷ (3,252ha + 経営耕地面積 18,981ha) = 14.7%
1995年→2000年	318ha 増加 (2,641ha→2,959ha)
2000年→2005年	298ha 増加 (2,959ha→3,252ha)
2008年→2012年	2,000ha 減少 (3,252ha→1,250ha)

「山梨県耕作放棄地再生生活活用指針」によると、①主に農業生産活動の展開を図る農地、②多様な活用方策により農村振興を図る農地、③その他の農地に3区分し、農地としての有効活用や市民農園の整備、二地域居住などを促進して5年間で耕作放棄率を6.2%まで引き下げの方針である。

(財)山梨県馬事振興センター

14- (1)

棚卸資産に計上すべき飼料・敷料・医薬材料の貯蔵品が約 242 万円在庫として残っているため、今後は期末に棚卸を実施し、在庫金額を貯蔵品として資産計上すべきである。

平成 19 年度の事業費の飼料費・敷料費・医薬材料費の金額は次のとおりである。

飼料費	6,942,309 円
敷料費	1,864,337 円
医薬材料費	1,189,902 円

上記の飼料費・敷料費の 3 月下旬の購入量・購入金額は次のとおりである。

品名	19年4月～20年3月中旬		20年3月24日		20年3月31日		合計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
まきばね	420kg	1,474,668円	40kg	1,977,800円	40kg	1,671,948円	460kg	1,671,948円
ふすま	12,200kg	341,580円	37,920kg	378,900円	37,920kg	378,900円	13,400kg	378,900円
～イネ～	8,000kg	336,000円	3,000kg	10,000円	3,000kg	10,000円	10,000kg	10,000円
大麦アールペン	7,200kg	356,256円	2,200kg	1,200円	2,200kg	8,400円	8,400kg	423,132円
度むき	49,201t	2,543,039円	24,186t	66,667円	24,186t	73,387円	73,387t	3,944,859円
USチモシー			1,401,920kg	927,000円	1,401,920kg	927,000円	2,803,840kg	3,944,859円
フレイム								73,387円
その他	85kg	96,470円	85kg	96,470円	85kg	96,470円	85kg	96,470円
		5,148,013円		1,401,920円		927,000円		6,942,309円

敷料費

オカ粉プレーナ大型	数量	969t	金額	1,586,033円	数量	1,140t	金額	1,864,337円
-----------	----	------	----	------------	----	--------	----	------------

期末在庫として残っているものと考えられる金額  
2,072,600 円

医薬材料費 1,189,902 円についてはヒアリングの結果、平成 20 年 3 月 31 日には約 3 割残っていたということで、1,189,902 円×0.3=356,970 円が在庫と考えられる。従って、飼料費・敷料費・医薬材料費を合計して平成 19 年度末に在庫として残っている貯蔵品(資産)の額は 2,429,570 円となる。(財)山梨県馬事振興センターの方で飼料は、タンクの中に入っている量の把握が困難であるとの話しがあったが、タンク内に例えば紐をたらし、その長さによってタンク内の量を計れるよう事前の対応も必要と考える。敷料のオカ粉プレーナ大型も倉庫に入れた時の山の高さ等、経験的に量を推測して棚卸することも重要である。

(財)山梨県馬事振興センター

14- (2)

平成 13 年 5 月にフジインテックから 12 年のリース期間で 50 厩舎分の仮設厩舎を借り受け年間 100 万円支払い、契約時に基本契約料として 500 万円を支払っている。しかし、平成 13 年 3 月 30 日のリース契約書では、1 厩舎 1 日に 1,000 円の基本使用料となっており、50 厩舎で 1 日 50,000 円の使用料を負担するものとされ、基本契約料として 1 厩舎 10 万円が明記されている。

従ってリース料の契約支払額と実際支払額が異なるため、契約内容を再度明確にする必要がある。また、基本契約料 500 万円についてはリース期間に渡り費用計上すべきものである。

平成 13 年 5 月にフジインテックから 12 年のリース期間で 50 厩舎分の仮設厩舎を借り受け年間 100 万円の支払をおこなっている。なお、この契約時に基本契約料として 500 万円を支払っている。

この 50 厩舎は、全日本ジュニア乗馬大会の開催地 (10 年間) に当振興センターが選ばれたことからリース契約したものであり、当振興センターに連年保管され 365 日使用可能な状態となっている。

平成 13 年 3 月 30 日におけるこのリース契約書を紐解いてみると仮設厩舎のリースに関し、1 厩舎 1 日に 1,000 円の基本使用料となっており、50 厩舎で 1 日 50,000 円の使用料を負担するものとされ、基本契約料として 1 厩舎 10 万円が明記されていた。

この契約書では年間 100 万円のリース料は明記されておらず、フジインテック側と口頭で合意し、平成 13 年から年間 100 万円を支払っていることである。

他方、リース契約であるならば所有者はフジインテック側であるにもかかわらず、平成 20 年 3 月 27 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 5 日間水口乗馬大会仮設厩舎として上記物件をフジインテック側に 1 厩舎 1 日 5,000 円として 50 厩舎分をレンタルし、125 万円受領している。

このように、契約書上、年間リース料をいくら支払うのかが明示されておらず、年間 100 万円支払っていることの根拠に乏しく、100 万円を超える請求が来る危険もはらんだ契約となっている。また、レンタル料を收受していることからこの物件の所有権が誰に属するのか疑義のあるところである。

このため、フジインテック側と協議し不明事項が明瞭となるような覚書なりを取り交わすべきである。

なお、契約時に支払った契約料 500 万円はリース契約期間に渡り費用計上すべきであった。借上料として次のように支払った。

平成 20 年 2 月 14 日 1,000,000 円  
フジインテックへ支払う。  
競技会開催用で 12 回の年払



(財)山梨県馬事振興センター

14- (3)

今後退職する職員の退職給付引当金の額について、平成19年4月1日に改正した「職員退職給与規程」では、(1)他法人から当法人へ転籍になったものの取扱いは、(2)退職金算定の基本給が平成18年4月5%カットされたが、退職金の計算はそのカットされた額で行うか否かについて、現状の退職給付引当金が正しいかどうか判断できない。従って、職員退職給与規程の見直しが必要である。

(1) 今後退職する職員の退職給付引当金の額の算定にあたり、(財)山梨県馬事振興センター以外の山梨県馬術連盟にいた勤続年数を通算して算定する者がいるが、この取扱いについて「職員退職給与規程」では何も規定されていない。勤続年数を通算している職員は、昭和62年度から(財)山梨県馬事振興センターに採用されたが、それ以前の昭和58年度から通算している。昭和58年度から通算している理由は、山梨県が果有馬の管理を昭和58年度以前から委託していたが、昭和61年度まで山梨県馬術連盟に管理委託し昭和62年度から(財)山梨県馬術振興センターに管理委託してきたことによるものである。この件について、

①昭和62年度の採用時には勤続年数の通算はなかった。

②平成7年度に協議事項として資料が残っている。但し、予算には織り込んだ形跡がある。

③「職員退職給与規程」には定めがない。

以上から、理事会の承認を得たうえで「職員退職給与規程」を変更する必要がある。変更の例としては、次のものが考えられる。

(勤続期間の計算)

第4条

1. 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、センターの職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

2. 山梨県教育委員会より果有競技馬の委託先が山梨県馬術連盟から当センターに変わったことに伴う職員の勤続年数については、山梨県馬術連盟に勤続していた4年間を加えた期間を以って勤続年数とする。

(2) 山梨県は平成18年1月に給与の見直しを行い基本給を5%カットしたが(当時の現給は保証されていた)、退職金の計算の基本給は5%カット前で計算することとなった。この関係で多くの出資法人では、平成18年4月から基本給を5%カットしたが、退職金の計算の基本給は5%カット前で計算することとした。しかし、(財)山梨県馬事振興センターの退職給付引当金の計算は基本給5%カット後で計算されている。他の出資法人と同様基本給5%カット前で対応するような「職員退職給与規程」にはなっていない。基

既舎をレンタルして雑収入に計上  
平成20年3月31日 1,250,000円

フジインテック(特)から受領  
仮設既舎 当振興センターが  
リースを受けているものを賃した。

リース契約書	仮設既舎
品名	50 既舎
数量	基本契約料 100,000/1 既舎
契約金額	基本使用料 1日 1,000円/1 既舎

本給5%カットしたことが、今後退職金をどう支払うかについて明確にしな  
いまま今日に至っているので、この件について職員退職給与規程の見直し  
が早急に必要と考える。

(3) (1)、(2) が仮に問題ないとした場合でも退職給付引当金が46,298 円  
過大に計上されていた。退職給付引当金は「重要な会計方針」の中の「引  
当金の計上基準」で明確にされているため、通常正確な引当金を計上する  
ことが必要である。

(財)山梨県馬事振興センター

14-(4)

(1) 長坂消防署の査察を平成19年7月12日に受けたが、その後点検結果を  
消防法に基づき提出していなかった。

(2) 火災保険に加入していない新しい建物が約4,500万円があるので加入の  
検討を行うと同時に現在加入している火災保険の保険金額が低すぎるもの  
があるので、その点も見直しする必要がある。

(3) 同一人に領収書を2重で発行しているので、片方は「再発行」の旨を記  
載すべきである。

(4) 山梨県馬術競技場使用券の受払管理が行われていないので、期末在庫枚  
数の確認を行うと同時に受払管理する必要がある。

(5) 馬術競技場施設使用料が使用料金表と異なる低い料金を実際には徴収し  
ているので、料金表の改定をする必要がある。

(1) 長坂消防署の査察を受け、消防用設備を有資格者に点検させ消防署長  
に報告すること(消防法第17条の3の8)という査察結果通知書を平成  
19年7月18日に受け取っているが、その後点検結果を報告していない。  
早急に是正することが必要である。

(2) 火災保険に加入していない建物として、国際既舎(取得価額39,459,000  
円)、屋外トイレ(取得価額6,694,000円)、その他審判棟・役員室、農  
機具・飼料倉庫、外来既舎132馬房がある。付保されている他の既舎と  
ほぼ同程度、または、それ以上の価値があるので火災保険に加入する必  
要がある。または、現状火災保険に加入している物件でも付保金額が過  
小のものもあるため再度見直しを検討する必要がある。

(3) 領収書を同額で同一人に対して2度発行している。このため2度目の  
領収書発行時は平成×年×月×日付の再発行と記載すべきである。領収  
書を紛失したとして悪用されないとも限らないためである。

(4) 山梨県馬術競技場使用券10枚セット(1枚1,050円)で10,500円が  
約150冊、バラ券の1,050円が約50枚程あり、また、10枚セット(1  
枚525円)で5,250円が約150冊在庫に保管されていた。このうち10  
枚セット(1枚525円)は現在使用されておらず、今後も使用見込がな  
いとのことであるので処分する必要がある。さらに1枚1,050円の10枚  
セットは受払管理を行い、年度末に在庫冊数が一致するか確認すること  
が必要である。

(5) 馬術競技場施設使用料の料金表が平成16年4月1日改正されたものがあるが、現在徴収している料金は当該料金表より相対的に低い金額である。料金表が実態に合わないのであれば、改定する必要がある。

使用料(1日当たり)(単位:円)	使用料		使用料金表の正規料金	実際の徴収金額	差額
	参加馬	使用料			
(平成16年4月1日改正)	(一般)52,500円	S大学4頭4日間	S大学4頭4日間 26,250円×4=105,000円	S大学4頭4日間 延日数4×4、1日2,625円 16日×2,625円=42,000円	63,000円
合宿 訓練 使用	20頭以下 (学生)26,250円				

過去3年間次期繰越収支差額が240,937円少なく計算されていた。過年度に遡って原因を調査する必要がある。最終的に原因が不明であるならば、平成20年度において前期繰越収支差額を240,937円増加すべきである。

次期繰越収支差額は当該法人の資金の範囲によって額が確定するが、一般的には次のように金額が一致しているか確認して、もし不一致ならば会計処理のどこかに誤りがあると考え、再点検する必要がある。当法人の平成19年度の決算数値を基に不一致の有無を確認してみると、次のとおりとなる。

収支計算書		貸借対照表	
当期収入合計	A 99,326,931円	流動資産	
前期繰越収支差額	4,166,411円	普通預金	①6,164,493円 (注)
収入合計	B 97,493,342円	流動負債	
当期支出合計	C 93,130,572円	未払金	② 840,821円
当期収支差額	A-C 196,359円	預り金	719,965円
★次期繰越収支差額	4,362,770円	①-②=	4,608,707円
		不一致額	240,937円

(注)当財団法人の流動資産の中に特定預金(固定資産)28,956,082円も含めた誤った会計処理をしているので当該金額を除いた。  
35,120,575円-28,956,082円=6,164,493円

同様のチェック方式で平成17年度、平成18年度を行ってみるとすべて240,937円の不一致額が発生している。従って、過年度に遡り当初不一致が発生している年度を確定し、原因を調査すべきである。もし、過去に遡って調査をしても内容が不明確ならば、上記収支計算書の★印の次期繰越収支差額4,362,770円+240,937円=4,603,707円にして平成20年度に繰越していく必要がある。

(財)山梨県馬事振興センター

14- (6)

1. 就業規則、会計処理規則、職員退職給与規程、管理規程について、その整備及び運用状況が適切でないものがある。例えば、エアコン設置工事634,200円を修繕費として費用処理しているが、会計処理規則では10万円以上は有形固定資産に計上することになっており、決算報告書が新公益法人会計基準に準拠して作成されていないところが見られるので準拠することが必要である。

1. (1) 就業規則第6条で職員として採用された者は次の書類を提出することになっているが、このうち①、⑤の提出がなされていない。

- ① 身元保証書 誓約書
- ② 厚生年金保険等被保険者証
- ③ 前雇先の所得税源泉徴収票
- ④ 扶養親族届
- ⑤ 戸籍抄本又は住民票の写し

- (2) ① 会計処理規則第26条(固定資産)「固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。」とある。しかし、馬術競技場審判棟・役員室棟エアコン設置工事634,200円を平成19年9月5日に支払ったとき什器備品として固定資産(耐用年数5年で減価償却)に計上しななければならぬのに修繕費として費用処理されていた。正しい会計処理をする必要がある。  
また、平成20年3月28日に146,400円のストーブを購入し管理用品費として経理処理しているものも規則上は10万円以上であるため備品として資産計上する必要がある。

- ② 会計処理規則第30条(計算書類の作成)センターは毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び決算書類を作成し、理事会の承認を得る。

- (イ) 正味財産増減計算書
- (ロ) 貸借対照表
- (ハ) 財産目録

上記「計算書類の作成」、「決算書類を作成し」は、新公益法人会計上は、「財務諸表の作成」、「財務諸表を作成し」に変更する必要がある。また、平成20年12月1日以降開始する事業年度より上記財務諸表は、(イ)正味財産増減計算書(ロ)貸借対照表となり、その他に附属明細書および財産目録を作成することになった。

- (3) 職員退職給与規程は、他の法人から当法人へ移籍した者についての①勤続年数の通算の問題、②平成18年度における職員の基本給5%カット分を退職金の計算にあたりカット後で行うか、カット前で行うかが規定されていないため、職員退職給付引当金が不明確となっている。
- (4) 山梨県馬術競技場管理規程第5条(使用の許諾)「理事長が使用を承諾したときは、使用承諾書(様式第2)を発行する。」とあるが、現状使用承諾書は一切発行されておらず、また様式第2の使用承諾書そのものもない。山梨県馬術競技場管理規程に準拠した運用が必要である。

2. 決算報告書が新公益法人会計基準に準拠していないもの、または会計処理・表示方法に誤りがあるものは次のとおりである。

項目	現 状	改善策
流動資産の中に建設改良 積立預金という特定資産 が28,956,082円含まれて いるので表示を改めるべ きである。	流動資産 現 金 70,178 円 普通預金 8,388,127 円 定期預金 20,000,000 円 未 収 金 6,588,600 円 預 け 金 23,670 円	流動資産 現 金 70,178 円 未 収 金 6,070,645 円 預 け 金 23,670 円
貸借対照表の固定負債の 退職給与引当金の科目を 正しくする。	退職給与引当金	退職給付引当金
貸借対照表の固定資産 (3)その他の固定資産の 科目を正しくする。	その他の固定資産	その他固定資産

3. その他  
(財)山梨県馬事振興センター内に自動販売機が3台あるが、当該自動販売機の手数料収入は、職員の親睦会の収入となっている。自動販売機2台の電気代は、親睦会より徴収しているものの、残り1台はセンターの負担となっている。さらに設置に伴う行政財産使用料は一切徴収されていない。思うに手数料収入がすべて職員の親睦会の収入になるならば、すべての自動販売機の電気代および行政財産使用料は親睦会から徴収すべきである。また、自動販売機の設置使用許可も取る必要がある。

(財)山梨県馬事振興センター

14- (7)

- (1) 畜安研受託事業収入に係る契約につき印紙の貼付を必要とすべきものがあるが、貼付していないので今後貼付する必要がある。
- (2) (財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会の参加料、広告宣伝費を法人名義の口座でなく、事務局長名の口座(個人名義預金口座)に入金しているので、(財)山梨県馬事振興センター名義の預金口座とすべきである。
- (3) 役員費、飼育奨励費、研修費について源泉徴収を必要とするものが徴収されていないので今後は源泉税を徴収すべきである。

(1) 次の契約書について印紙の貼付がないので、本来は印紙貼付が必要である。

金額	契約期間	契約内容
3,500,700	19.4.1~19.6.13	ロメフロキサン安全性試験
2,236,080	19.9~20.2	VFK-1000の馬における安全性試験
5,125,680	19.11~20.1	馬鼻肺炎(BE-)生ワクチンの馬における安全性試験
10,362,460		

(2) (財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会である山梨グランプリ大会の参加料、広告宣伝費等 3,103 千円が事業収入として計上されている。この収入の入金口座については、法人名義口座ではなく事務局長名の預金口座(山梨グランプリ) 代表事務局長名)に入金されている。

この収入合計額 3,103 千円は平成 19 年 11 月 8 日に馬事振興センター名義の預金口座に振り替えられ、一旦口座残高を零としている。その後平成 20 年 2 月 10 日に普通預金利息 1,169 円が入金され、1,169 円そのまま平成 20 年 3 月 31 日の預金残高となっている。この平成 20 年 3 月 31 日預金残高は法人の資産として計上されていない。

法人名義以外の口座名義としている理由は、入金確認を簡易に行えるようにするためであるが、(財)山梨県馬事振興センターの金員であるので、法人名義の預金口座とすべきである。

- (3) 役員費 飼育奨励費 研修費について源泉徴収を要するもの  
 (財)山梨県馬事振興センター主催の競技大会である山梨グランプリ 2007 の競技役員に対する謝礼としてその程度に応じ日当①15,000 円 ②10,000 円 ③7,000 円に分け総額で 757 千円を支給している。この謝金については源泉徴収を要するものでもかかわらず、源泉徴収がされていないことから今後は源泉税の徴収をすべきである。

参考数値

支払日	支払金額	内容
平成 19 年 6 月 15 日	700,000	役員・旅費・概算で引落し決算にて精算
平成 19 年 7 月 20 日	57,000	信州医科大学グランプリ 2 日間計 6 名
合計額	757,000	

馬術大会である山梨グランプリ 2007 の優秀者に飼育奨励金として金員を 794 千円支出している。これについては、源泉税の徴収が必要となるものかも知れない。

参考数値

支払日	支払金額	内容
平成 19 年 7 月 31 日	774,000	各入賞者明細別添
平成 19 年 8 月 6 日	20,000	棚田氏 (グランプリ 16-MD 2 位)
合計額	794,000	

研修講師料についても徴収義務があるので同様である。

参考数値

支払日	支払金額	内容
平成 19 年 6 月 20 日	10,000	研修生講義講師謝礼 松田先生
平成 20 年 2 月 26 日	10,000	馬事手入れ講習 米山講師
合計額	20,000	

(財)山梨県馬事振興センター

14-(8)

平成19年度における正味財産増減計算書（一般の会社で言えば損益計算書）が現状新公益法人会計基準および公益法人会計基準に関する実務指針に準拠していないので、公益法人会計基準等に準拠した決算報告書を作成する必要がある。

平成19年度の正味財産増減計算書の現状と改善後の報告書は次のとおりである。

正味財産増減計算書  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで (単位:円)

科目	現状	改善後
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益	93,326,931	23,036,691
補助金収入他		116,363,622
事業収入		23,036,691
経常収益計		117,355,040
(2) 経常費用	94,318,349	991,418
事業費		991,418
管理費		
減価償却費		
経常費用計		23,036,691
当期経常増減額	991,418	991,418
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	23,036,691	
指定正味財産から受入		
(2) 経常外費用	23,036,691	
特定資産償却費		
一般の会社で言う経常利益	991,418	991,418
当期一般正味財産増加額	991,418	991,418
一般正味財産期首残高	76,795,199	76,795,199
一般正味財産期末残高	75,803,781	75,803,781
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金	239,285,626	239,285,626
前期正味財産繰戻額	23,036,691	23,036,691
一般正味財産への振替額	25,361,082	25,361,082
指定正味財産期首残高	241,610,017	264,646,708
指定正味財産期末残高	317,413,798	317,413,798
III 正味財産期末残高	317,413,798	317,413,798

(株)山梨食肉流通センター

15-(1)

管吹市に提出する償却資産税の申告額が1,157百万円申告漏れが発生していた。管吹市に対して行う償却資産税の申告について、概ね平成5年3月から平成19年3月までに取得した機械及び装置で、取得価額1,157百万円分について申告が行われていなかった。これらの機械及び装置は大部分がO157やBSE対策として整備したもので、公共性が極めて高い事業であることから旧石和町の資産税担当と相談したとのことである。

しかし、償却資産税の申告は正しく行う必要があることから、全額申告した上で、当会社の役割が果と連携して県内の食肉流通拠点として安全な食肉を供給し、円滑な食肉取引を推進する地方卸売市場として役割を果たしていることから、管吹市と正式な減免手続を行う必要がある。

償却資産税の申告は取得価額ベースで行うが、資産の種類別に次のような申告漏れが平成20年度発生していた。

資産の種類	申告取得価額 ①	実際取得価額 ②	③ - ① 申告漏れ額
構 築 物	82,247,000 円	82,141,843 円	(注) ▲105,157 円
機械及び装置	191,496,529 円	1,343,642,803 円	1,152,146,274 円
工具、器具及び備品	16,416,000 円	21,701,800 円	5,285,800 円
合 計	290,159,529 円	1,447,486,446 円	1,157,326,917 円

(注) 構築物のみ過大申告となっていた。

上記の他、会社構内で作業するフオークリフト的なものでホイローターも車両 NO がないため原則として償却資産税の対象となる車両運搬具である。この車両の取得価額は2,180,000円であるが申告が漏れていた。

(株)山梨食肉流通センター

15- (2)

1. 平成15年8月分の給与183,972円が未払のまま現金として保管され、そのうち60,500円を現金管理者が借用していた。  
また、パート代の給与も4件未払のまま現金で保管されていた。このため、現金管理者が借用していたものは返済してもらい、未払の給与5件は早急に本人に連絡をとり、支払う必要がある。
2. また、5年前退職者の年金手帳も保管しているので、早急に本人に返還することが必要である。
3. 山梨県食肉消費者推進協議会より会議室使用料56,000円を(平成15年頃)もらっていたが、簿外となっていた。
4. 生産者出荷組合(ワジザクラ出荷組合)から平成11年6月27日130,000円をもらい、70,000円を使用し残り60,000円が現在残っていた。その他平成10年11月22日ゴルフ有志会の9,479円もあり、返金する必要がある。
5. 一年前に退職したH氏の小銭入れ(1,035円)も保管しているため返金の必要がある。

1. 給与・パートの未払額を現金で保管していたものは次のとおりである。

給与・パートの別	氏名	給与支給の 対象月又は日	金額	摘要
給与	M・M	平成15年8月	183,972円	現金管理者が60,500円 借りていた。 183,972円-60,500円 =123,472円が現金と して保管されていた。
パート代	S・H	(不明)年7月1日	6,725円	
パート代	K・H	平成15年10月	3,711円	
パート代	Y・T	平成19年1月	8,190円	
パート代	M・I	平成19年秋頃	5,850円	0
			208,448円	

2. 5年前退職者の年金手帳を保管していたもの

氏名 M・M 厚生年金保険 記号 3,610 番号 42××××

3. 山梨県食肉消費者推進協議会より会議室使用料56,000円は簿外のため、現状では帳簿に入金処理すると同時に雑収入計上する必要がある。
4. ゴルフを行う有志に渡したものであれば、当該有志会で今後処分方法を決める必要がある。また、当該有志会が解散しているのであればワジザクラ出荷組合に返金するか、または流通センターの雑収入処理することも考えられる。

個人所有の車両を社有車として利用することが少なからずあり、しかも長距離で100km~700km使用することも(年間15回程)ある。長距離のため事故の確率も高くなるため、場合について一定の保険の要件を満たしたものとすることが必要である。

例えば、規程により個人所有の車両を社有車として利用する場合、または通勤で使用する場合は、次の損害保険に加入しなければならない。というように一定の許可基準を明確にして保険証券などで確認したり車両使用の誓約書をとる必要がある。このことにより、万一の事故に備えることが可能と思われる。

	強制保険	任意保険	
		対人補償	対物補償
自動車	加入	無制限	1,000万円以上

会社では、集荷推進のため山梨県から栃木県那須郡安藤菜牧場へ、または群馬県、愛知県などもある。社員所有の車両で栃木の場合往復で643kmになる。

(株)山梨食肉流通センター

15- (3)

山梨食肉流通センターが山梨県から借りている土地14,554㎡のうち、約1/3が食鶏処理場の部分である。この食鶏処理場は用地の一部が職員駐車場として活用されている以外は廃墟となっている。

食鶏処理場の土地は山梨県の所有で、建物は県の補助金348百万円をかけて建設されたものであるが、食鶏処理を受託していた業者が水道施設の補修を県に依頼したものの県が対応しなかったことから業者が転出し現在の状況となったものである。

山梨県所有の土地を有効に活用するために、施設を撤去した上で土地の有効利用を検討するか、または、借り主である山梨食肉流通センターが食肉公社の清算に要した多額の資金を回収するための業務展開に当該土地及び施設を活用するなどの検討が必要である。

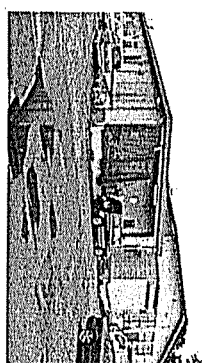
山梨食肉流通センターは次ページ以降において、山梨県から借りている土地の全体を示してあり、そのうち食鶏処理場および食鶏管理棟は、施設配置図上の図の斜線で示した箇所であり、約5,000㎡ある。

また、食鶏処理場および食鶏管理棟の外観および内部の状況を写真で示したものが後掲の写真である。

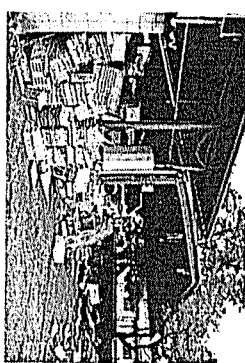
食鶏処理場は、平成4年3月に全額県からの補助金で完成したものである。補助金により取得したものは、下記のとおりである。

項目	取得年月	摘要	取得金額
(1) 建物	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	54,619,633
(2) 建物附属設備	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	35,458,475
(3) 構築物	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	7,364,465
(4) 機械装置	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	239,987,427
機械装置	4/3	鶏肉流通施設整備工事一式	1,800,000
機械装置	9/3	鶏肉流通施設整備工事一式	9,000,000
			<u>348,230,000</u>

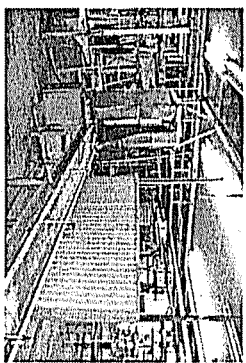
食鶏処理場および食鶏管理棟の外観および内部



食鶏処理場全体



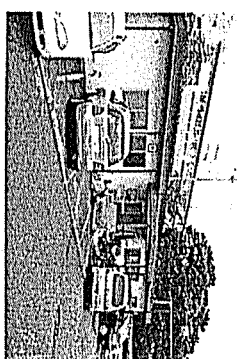
食鶏処理場西側



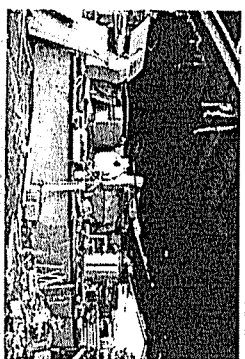
食鶏処理場内部



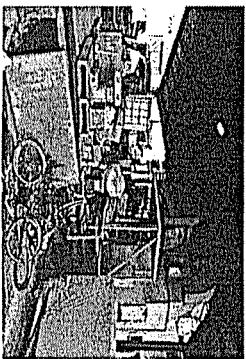
食鶏処理場南側



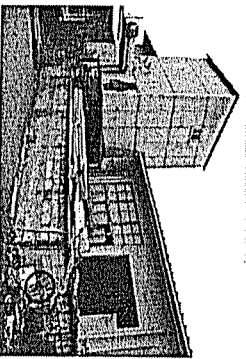
食鶏管理棟



食鶏処理場西南側



食鶏処理場南側



食鶏処理場南側



(株)山梨食肉流通センター

15- (4)

預り担保物件として定期預金等を41,863,381円預かっているため、決算報告書に反映させることが管理上望ましい。  
また、預り担保物件について取引がない相手先については返還し、取引額に応じて現状の担保額で妥当であるか否かについても検討する必要がある。  
担保物件の中には4社程NTTの全身である日本電信電話公社の割引電信電話債券があり、その償還期限が昭和55年のものであるが、その債券の償還が可能と考えられるため、換金後再度定期預金等として担保をとることを検討すべきである。

1. 預り担保物件として定期預金・有価証券等を預かっているのであれば、当該処理の妥当性を検討する意味からも下記の処理を行い、決算報告書に反映させることも検討すべきである。

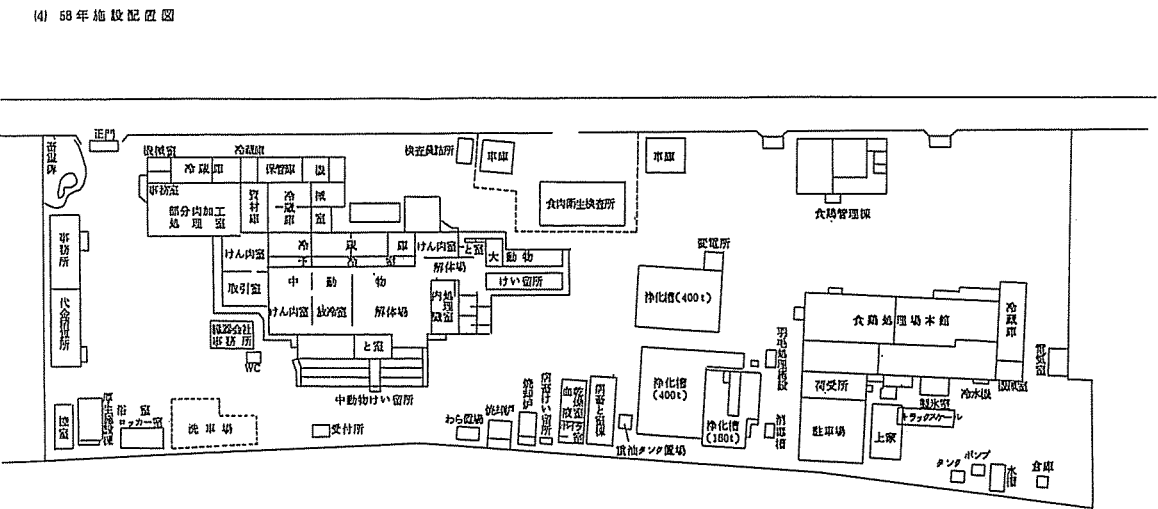
(借方)	(貸方)
保有有価証券等	預り有価証券等
41,863,381	41,863,381

2. 現在預り担保物件は31件あり、担保額の最低は100,000円で、最高は11,359,007円である。百万円以上は9件となっている。預り担保額は取引の金額により適時見直しも必要であり、取引が終了、中止されている7件(1,420,000円)については返還の必要もある。

3. 担保物件の中に日本電信電話公社の割引電信電話債券が下記のとおりである。

会社名・屋号	担保物発行人	担保物件	金額(額面)	最終償還期限
N	日本電信電話公社	割引電信電話債券	160,000円	昭和55.9.25
T	日本電信電話公社	割引電信電話債券	140,000円	昭和52.9.25
K	日本電信電話公社	割引電信電話債券	200,000円	昭和54.3.25
K	日本電信電話公社	割引電信電話債券	20,000円	昭和50.9.25
			520,000円	

上記のものについて、現在NTTでは換金できないが、業務の委託を受けたみずほ銀行に持参すれば換金できる。償還期限もきており発行体も旧日本電信電話公社であることを考慮すれば、早急に換金を行ってもらいたい定期預金等として現在の取引額に見合った額を担保物件とする必要がある。



(株)山梨食肉流通センター

15- (5)

ペイオフが実施され一金融機関から保証される預金は、決裁性預金を除き1,000万円までとされている。当社の場合、県内の金融機関の信頼度を勘案して信用度に懸念が想定される金融機関に対しては、預金を1,000万円までとすべきと考えるが、現在20年3月31日現在4,908万円預けているため再検討が必要と考える。

平成20年3月31日現在でのA金融機関一社に対する預金残高は、次のとおりである。

番号	金融機関	預金の種別	金額
1	A	普通預金	20,081,982円
2	A	定期預金	9,000,000円
3	A	定期預金	20,000,000円
			49,081,982円

県内の各金融機関はパナール崩壊による不良債権処理を行い、支店の統廃合、人員削減、諸経費の見直しを行っている現状である。各金融機関の体力もそれぞれ異なっているが、当該金融機関へ預ける会社としても会社の維持のため、各金融機関へ預ける預金の対応を慎重に検討しなくては必要と考える。

上記のうち1番の20,081,982円については、平成20年8月21日に無利息型(決裁性預金)に変更したため、財産保全上は問題がなくなった。また、3番の20,000,000円については、平成20年8月22日に解約を行い、1番の口座に振込まれたため、問題は解消された。

平成20年3月の社会保険料事業主負担分について計上されていない。

平成20年3月分(納付目的)の社会保険料の金額は下記のとおりである。

健康保険料		厚生年金保険料		児童手当拠出金	
本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担	事業主負担	事業主負担
587,214	587,214	928,552	928,552		16,099

この部分の費用計上がなされていない。  
修正仕訳を行えば、次のとおりである。

法定福利費	1,531,865 / 未払費用	1,531,865
法定福利費	1,515,766 / 預り金	1,515,766

本人負担の社会保険料は、当月徴収当月納付でない限り、預り金の計上が必要である。

(株)山梨食肉流通センター

15- (6)

受託販売高が売上上に計上されている。債権債務を管理する必要はあるが、受託事業の取扱高は自らの計算において行っているものではないため、売上高として計上するのは妥当ではない。したがって、受託手数料のみを売上として計上すべきである。

受託販売(上場)、買付販売高ともに同額の食肉流通センターに対する内部取引が売上高と仕入高の双方に含まれている。その結果、上場売上高、買付業務売上高が内部取引高の分だけ過大になり、上場仕入高、買付販売仕入高が同額だけ過大となっている。

	現在	本来	
受託販売売上高	3,276,103,914	0	3,276,103,914
買付販売高	1,163,351,628	1,610,595,075	-447,243,447
その他	312,076,173	312,076,173	0
売上高合計	4,751,531,715	1,922,671,248	2,828,860,467
買付販売期首在庫	11,771,967	11,771,967	0
買付販売仕入高	1,003,156,700	1,447,638,284	-444,481,584
受託販売受入高	3,273,342,051		3,273,342,051
買付販売期末在庫	10,509,202	10,509,202	0
売上原価合計	4,277,761,516	1,448,901,049	2,828,860,467
売上総利益合計	473,770,199	473,770,199	0

買付販売高の差額は買付けている豚の取引高と売買差益の合計である。受託販売売上高と受託販売受入高の差額2,761,863円は買付けている豚の売買差益である。

買付けている豚のうち一部はいったん概算で取引しておき、金曜日に精算を行っている。そのため、期末が金曜日以外の場合には概算のまま決算が行われている。決算日が金曜日以外であっても概算額ではなく確定額で決算を行うべきである。

このような取引についてはいったん生産者に前週の相場等を参考にして決定した価格で取引を行い、取引のあった週の金曜日に金額を確定し、代金精算を行っている。平成19年度末は3月31日が月曜日だったため、概算で行われた取引は1件と少なく、差額は▲7,095円であった。年度によってはおもっと多くの件数が行われることもあるので、決算は確定額で行う必要がある。